



大藏省設置一九〇〇

第一章 税關第一課一課印紙

第二章 公文

第三章 内課課局（第五課）

第四章 財政課局（第六課）

第五章 地方或令部局（第十五課）

第六章 賦稅局（第六大課）

第七章 外局（第七大課）

第八章 証券取引委員会（第二十八課）

第九章 造幣廠（第三十課）

第十章 印刷局（第三十七課）

第十一章 賴貿（第四十五課）

第十二章 賴貿（第四十六課）

附則

第十三章 公司（第四十七課）

4/15  
東洋館

## 大蔵省設置法

### 第一章 次則

(この法律の目的)

本一號、この法律は、人命財の軒並、東洋の範囲内に於て、其の軍事的行政的及の事務と能率的に運行するたる、組織を定めることを目的とする。

(附則)

本一號、國事は、人命財の軒並、東洋の範囲内に於て、其の軍事的行政的及の事務と能率的に運行するたる、組織を定めることを目的とする。

(大蔵大臣と大蔵大臣とす)

第三條 大蔵省は、たゞ擇ける軍事に關する事務の行政事務及び軍事の一権の執行を下す責任を負う行政機關とする。

(四月一號)

(付則)

二 通貨  
三 金融

四 税金取引

五 造幣局

六 印刷局

(付則)

本圖牒 大蔵省は、この法律に規定する所掌事務を運行するため、たゞ擇ける權限を有する。但し、その權限の行使は、法律(法律に悉く命令を含む)にて從つて行されなければならない。  
一 所掌の範囲内で、所掌事務の運行に必要な支岡銀行券を發行すること。  
二 支入金を徴収し、所掌事務の運行に必要な支拂をすること。  
三 所掌事務の運行に直接必要な事務所掌の施設を設置し、これを管理すること。  
所掌事務の運行に直接必要な業務資本、事務用官、研究用資本正調査すること。

五 不用駁戻と々々一ること

六 職員の公私及び業務を行ふに際しては、其の事務のへ事と爲めにとて  
八 試験の學生及び候補のため必要なる教科を以て、これを管理すること  
八 稽査に實なる命令を課すこと等を許すこと。

九 行事當局に關する統計又は調查資料を傳示し、又は刊行すること。

十 評議事務の監察を行い、法令の定めることに付したるい必要官署置下にと  
十一 本草局の監視室長と行ふこと。

十二 本草局の公印を制限すること。

十三 国の予算、決算及び会計に関する制度を統一すること。

十四 國の予算及び決算を作成すること。

十五 國の予算費を管理すること。

十六 各省各庁の支払費担当者又は支払の計画を承認すること。

十七 各省各庁の小切手又は国庫金振替憑につき認証を行うこと。

十八 国の予算の執行に關し、報告の徵取、実地監査等の指示を行ふこと。

十九 地方公務の賦税を監督すること。

二十 内閣及開港税及び土税を賦課徵收すること。

二十一 地台本及び家庭台帳を管理し、土地及び家庭の賦税を決定させ  
三十二 航行及に關し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の運輸を許  
三十三 その他の事務に關するものを除く、一と管轄す。

三十四 世貿易と税關、衆合の義理、其の並びに指示を行ふこと。  
三十五 有過誤産を監査区分すること。

三十六 国家公務員の給与の決定、被持及び管理に関する給合調査を行つこと。  
三十七 財政及し税關を施行し、其の執行者の監督を監査すること。  
三十八 その他の事務に關するものを除く、一と管轄す。

三十九 門禁の執行、廃置及び利得を示すこと。

四十 本草部預金を管理し、預金部資金を運用及び経理すること。

四十一 地方財政援助事務、正監理及び運用すること。

五 外國為替を管理すること。且し、實物の輸出、輸入の区分。

貨物の輸入が多し者へ信用状の取扱へ外國為替銀行の行つたる、又は、或様に輸入者に付託する事により組合にて、貨物の輸出及び輸入の取扱を除く。

六 諸税、諸税、税金、税額、支拂額等を定めること。

七 二二

八 貨物の輸送の賃料又は食利を規制すること。

九 金券の所持と通算して、これを監督すること。

十 金券の所持と通算して、これを監督すること。

十一 計会計と試験並びに公認会計士、会計士補を含む、の監査及び監督を行うこと。

十二 虐情の製造業者に対する取扱いを許し、こううを寫ることを禁ずること。

十三 計会計と試験並びに公認会計士、会計士補を含む、の監査及び監督を行うこと。

十四 虐情の製造業者に対する取扱いを許し、こううを寫ることを禁ずること。

十五 計会計と試験並びに公認会計士、会計士補を含む、の監査及び監督を行うこと。

十六 虐情の製造業者に対する取扱いを許し、こううを寫ることを禁ずること。

十七 虐情の製造業者に対する取扱いを許し、こううを寫ることを禁ずること。

十八 虐情の製造業者に対する取扱いを許し、こううを寫ることを禁ずること。

十九 虐情の製造業者に対する取扱いを許し、こううを寫ることを禁ずること。

二十 虐情の製造業者に対する取扱いを許し、こううを寫ることを禁ずること。

廿一 虐情の製造業者に対する取扱いを許し、こううを寫ることを禁ずること。

廿二 虐情の製造業者に対する取扱いを許し、こううを寫ることを禁ずること。

廿三 虐情の製造業者に対する取扱いを許し、こううを寫ることを禁ずること。

廿四 虐情の製造業者に対する取扱いを許し、こううを寫ることを禁ずること。

廿五 虐情の製造業者に対する取扱いを許し、こううを寫ることを禁ずること。

第二章 内部部局

(内部部局)

第五章 本省に大臣官房及じ左の五局を置く。

- (2)
- 主計局  
主税局  
理財局  
營貿局  
銀行局  
大臣官房に調査部を置く。  
主税局に監査部及び税關部を置く。  
銀行局に検査部を置く。
- (3)
- （特別な職）
- 第六條 大臣官房に官房長を置く。官房長は、大臣官房の事務を總轄する。  
主計局に次長二人を置く。次長は、局長を助け、局務を整理する。  
へ大臣官房の事務）
- 第七條 大臣官房においては、大藏省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。
- 一 機密に關すること。
  - 二 大臣の官印及び省印を管掌すること。
  - 三 機密の機密、任免、分限、懲戒、賤務その他の人事並びに教養及び訓育に關すること。
  - 四 大藏省の機構、定員及び經營に關し調査、企画及び立案すること。
  - 五 所管行政の考査を行ふこと。
  - 六 法令案その他公文書類の審査を行ふこと。
  - 七 所管行政の認合調整を行ふこと。
  - 八 製造申請を統括すること。
  - 九 公文書類を接受、發送、編集及び保存すること。
  - 十 所管行政に關する調査、統計の作製、資料の收集並びに印刷物の領入及び刊行を行うこと。
  - 十一 海外事務を行ふこと。
  - 十二 経費及び收入の予算及び決算を依頼し、会計事務を行ひ、会計を監査する、と  
十三 印紙類を出納及び保管すること。

- 十八 行政健康局の事務を管理すること。
- 十五 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設を有し、これを管理すること。
- 十六 専利制度を調査、企画及び立案し、日本專売公社を監督すること。
- 十七 前各号に掲げるものの外、大蔵省の任務を遂行するため必要な事務で他局及び他の機関の所掌に属さないものを行うこと。
- ス 調査部においては、前項第十号の事務をつかこと。
- ハ 会計局の事務
- 第八條 会計局においては、右の事務をつかこと。
- 一 國の予算、決算及び会計に関する制度を調査、企画及び立案し、(一)門正統一すること。
- 二 國の予算及び決算を作成すること。
- 三 國の予備費を管理すること。
- 四 各省各庁の歳出予算の翌年度繰越使用を承認すること。
- 五 各省各庁の会計年度開始前の資金の交付を承認すること。
- 六 各省各庁の歳出予算の起算日を定めること。
- 七 各省各庁の支出員担行處の設立に關すること。
- 八 各省各庁の支拂員、貸借、譲受等の他の契約の指名證券及び期票契約並びに前会  
松及び總算払を承認すること。
- 九 各省各庁の出納官吏及び出納員を監督すること。
- 十 各省各庁の執行に關し、報告の機会、実地監査及び指示を行うこと。
- 十一 各省各庁の歳入の徵收及び收納に関する事務の一括を管理すること。
- 十二 各省各庁の歳入の徵收及び收納に関する事務の一括を管理すること。
- 十三 特別職である國家公務員等に関する給与制度を管理すること。
- 十四 國家公務員等の旅費などの実費弁償の制度を管理すること。
- 十五 國家公務員等の共済組合その他の福利厚生に関する施設を有し、これを管理すること。
- 十六 事務

六 地方公机关体の販賣を監督すること。但し、收入に関するものを除く。

(税局の業務)

第九条 主税局においては、其の事務をつかこととする。

一 税収列表を調査、企画及び立案すること。

二 方面税を點検徴収すること。

三 酒類等の生産及び販売を管理すること。

四 酒類等の製造業及び販売業の免許を与えること並びに其を監督すること。

五 酒類その他の開発税課税物件の分析及び鑑定並にじょう造の試験、議會及公報等を行うこと。

六 稲務代理士の許可を与えること並びに監督すること。

七 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸借を調整決定する。

八 印紙を發行し、その模造の取締を行うこと。

九 關稅及びとん稅を賦課徴収すること。

十 關稅行政に關し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

(二)

十一 保稅倉庫、保稅工場その他の保稅施設を管理すること。

十三 稲関貨物取扱人の許可を与えること並びに監督すること。

十四 稲務統計を収集すること。

十五 大藏省所管の税外語放入を管理すること。

十六 稲務職員の訓練を行うこと。

十七 地方税、たす配付税その他の地方公机关体の收入に關すること、並し、たす債に關するものと除く。

二 金銭部においては、前項第一号の事務のうち運送及びとん稅に關するもの、同項第六号から第十三号までの事務及び同項第十五号の事務のうち税關職員に關するものとつぶこと。

三 金銭部においては、第一項第一号の事務のうち運送及びとん稅に關するもの、同項第六号から第十三号までの事務及び同項第十五号の事務のうち税關職員に關するものとつぶこと。

(税關職員の事務)

第十條 理財局においては、左の業務をつかさどる。

一、国庫收支の調整、財政と金融との調整との他国内資金運用の総合調整及び国内金融と同様金融との調整を図ること。

二、國庫制度、同様制度及び通貨制度を調査、企画及び立案すること。

三、国庫金を出納、管理及び運用すること。

四、国の保有金及び国が保管する有価証券を管理すること。

五、国債の発行、償還及び利払を行うこと。

六、日本銀行の国庫金及び国債の取扱事務を監督すること。

七、外債の発行、償還等を監督すること。

八、貨幣及紙幣の発行、回収及び取締を行うこと。

九、本物や券の製造発行計画を樹立すること。

十、国債日報助見返資金を管理及び運用すること。

十一、在外公債及び通貨の於直銀に不可の事務を管理すること。

十二、在外公債などの他の在外財産を管理すること。

十三、クレジット、外貨債その他の歩外負債に関する事務を管理すること。

十四、三号に掲げるものの外、外國債務の管理、貨物の輸出、債務の処分、貨物の輸入、債務及び輸入店用状の取得へ外國為替銀行の手形、外債及び取扱を除く。に關するもの並びに外國支票をやり組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取締に関するもの正除く。)その他の国際金融の調整を行うこと。

十五、外國居在者(外國に分店を有する法人を含む。)の在内財産を管理すること。

十六、貯金帳の貯取及び売渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。

十七、企業の整理に関すること。

十八、会計士試験並びに公認会計士へ会計士補を含む。の登録及び監督を行うこと。

十九、会社の解散の倒産等に関する命令(昭和二十一年勅令第六百五十七号)を施行すること。

二十、高利取引者を免許し、これを監督すること。

二十一、商呂券の取締を行うこと。

主 終戦処理費、特許料金及び公債額並に其の支拂い終焉を行ふこと。

三 政府の契約の履行に關する法律へ昭和二十一年法律第六十号と施行すること。

三 政府に対する本邦に於ける支那諸島の停止並に關する法律へ昭和二十二年法律第七十一号と施行すること。

三 賠償に関する債務を履行すること。

(海賊局の事務)

第十一條 海賊局においては、左の事務をつかうとする。

- 一 国有財産制度と調查 企画及び策定すること。
- 二 國有財産の管理及び外令と統一し、必要で調整を行ふこと。
- 三 國有財産の増減、運送額及び現状を明らかにすること。
- 四 普通財産を管理すること。
- 五 國の出資を計し、これを營業すること。
- 六 財産税及び相続税に係る物税の賦徴を管理すること。
- 七 國家公務員の給金の設置、被持及び管理に關し統合調整すること。

(16)

(15)

八 稲農指導工、さう等の稲農指導物牛と育種、保守及び譲去すること。

九 外國又は外国人へ外国人が經營を支配する本邦法人を含む。の在内財産を管理すること。

十 将來財産管理制度(昭和二十年勅令第二百八十九号)と施行すること。

十一 開墾機關に關すること。

(銀行局の事務)

第十二條 銀行局においては、左の事務をつかうこと。

- 一 金融制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び經理すること。
- 三 日本銀行を監督すること。
- 四 硬貨金融金庫及び国民金融公庫を監督すること。
- 五 補助中央金庫及び商工組合中央金庫を監督すること。
- 六 銀行業、信託業及び無證業を允許し、これを當初者を監督すること。
- 七 生命保険業及び損害保険業を免許し、一日を當初者を監督すること。

八 信用協同組合へ連合会を念む。これを許し、信用組合等の貿易商の組合、農業  
協同組合、商工協同組合その他の金融機関を営む者を並びて置くこと。  
九 由本銀行等の銀行取扱を充てし、その国外発行を許可すること。  
十 金融機関の資金の運用を運営し、これと監督すること。  
十一 金融機関の金利を調整すること。  
十二 試験類似証券の取扱を行うこと。

十三 社債等の登録を行うこと。

十四 本邦計画を確立し、國民財政と獎勵すること。

十五 当せん金財産の発売を管理し、その取締を行うこと。

十六 検査部においては、前項第三号から第八号までの事務のうち、金融機関の業務及び財産の検査に関するものとつかざる。

## 第二節 財團機關

### (整備講習所)

第十三條 第十四條に規定する財團機關の外、本省に整備講習所を置く。

ス 整備講習所は、大蔵省の職員に対して、整備行政に従事するに際し、必要な職務上の訓練を行う機関とする。

ミ 整備講習所に、支所を置く。

ク 整備講習所及び支所の位置及び内部組織は、大蔵省令で定める。

### (その他財團機關)

第十四條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の財團機關として置かれるものとし、その設置の目的は、その下欄に記載する通りとする。

種類	目
関税特權審査会	関税に関する訴願について審査すること。
預金部資金運用審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、預金部資金の運用に関する事項について調査審議すること。
外國通商監理審議会	大蔵大臣の諮問に応じて外國通商の監理に関する事項について調査審議すること。

交付貸付金処理審議会

所管大臣及び大蔵大臣の諮問に応じて、政府貸付金の条件及び適用せる元利金の支拂す法の変更について調査審議すること。

関税率審議会

大蔵大臣の諮問に応じて、關稅率に関する事項について調査審議すること。

金審議会

特別融通損失審議会

日本銀行特別融通及び損失補償法(昭和二年法律第五十五号)、不動産融資及び損失補償法(昭和七年法律第五十四号)又は戰時金融金庫法(昭和十七年法律第三十二号)に基づき、それが即日本銀行、日本勸業銀行、農工銀行、北海道銀行等お幾種類かの戰時金融金庫が受けた損失及びの額を決定すること。

投資及び担保取扱審議会

日本銀行特別融通及び損失補償法(昭和二年法律第五十五号)、不動産融資及び損失補償法(昭和七年法律第五十四号)又は戰時金融金庫法(昭和十七年法律第三十二号)に基づき、それが即日本銀行、日本勸業銀行、農工銀行、北海道銀行等お幾種類かの戰時金融金庫が受けた損失及びの額を決定すること。

税務代理士へ術審議会

大蔵大臣の諮問に応じて、税務代理士の許可について調査審議すること。

走査統局監査官復査審議会

大蔵大臣の監督に属し、産業設備費用の受けた損失及びその額を審議決定すること。

中小企業公債及ぶ寄附金

大蔵大臣の監督に属し、国民更正金の受けた損失及びその額を審議決定すること。

中央公債及ぶ寄附金

大蔵大臣の監督に属し、国民更正金の受けた損失及びその額を審議決定すること。

戰時長大國債証券審議会

大蔵大臣の監督に属し、戰時債券等の監督に属する重要事項について調査審議すること。

優興金融審査会

大蔵大臣の監督に属し、戰時債券等の監督に属する重要事項について調査審議すること。

中央税制等評査審議会

大蔵大臣の監督に属し、財産税の課税標準に關し、株式等の価額について調査審議すること。

戰時補償特別税審議会

大蔵大臣の諮問に応じて、戰時補償特別税の緩減又は免除する重要な事項について調査審議すること。

社寺廟内地区分や火審審査会

大蔵大臣の諮問に応じて、社寺等に無償で貸し付けである国有財産の譲与又は売払及びこれらに關する新規について調査審議すること。

企利調整審議会

国商財産調整審議会

地方株式等詳細審議会

不動産証拠審議会

鉱產審議会

社手業内大公分地支會

大蔵大臣契約審議会

中商埠契約審議会

専業事業審議会

國民金融審議会

基準地已調查会

公認会計士審議会

又前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律へ法律に基く命令と含む)に別段の定がある場合を除く外、次令で定める。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第五條 本省に、左の地方支分部局を置く。

税關

戰務局

大蔵大臣の監督に属し、公認会計士試験を行うこと。

基準地已調査会の調査並びに監査を行ふ。

大蔵大臣の諮詢に応じて、基準地監査報告書修訂法(昭和二年法律第号第三條第一項に規定する基準地已調査の事項について)に別段の定がある場合を除く外、次令で定める。

大蔵大臣の意見を述べること。

大蔵大臣の意見を述べること。

大蔵大臣の意見を述べること。

大蔵大臣の意見を述べること。

大蔵大臣の意見を述べること。

大蔵大臣の意見を述べること。

日本銀行後藤の監督に属し、企利の最高限度の決定及び

その變更又は終了について調査審議すること。

大蔵大臣の諮詢に応じて、企利の最高限度の決定及び各支分の監督する官有財産の管理の必要な措置及び大蔵大臣が各支分の長から協議を受けた官有財産の管

理する事項について調査審議すること。

財務局長の諮詢に応じて、財產税の課税標準に關し株式会社手業内大公分地支會の請願に關する事項について調査審議すること。

財務局長の諮詢に応じて、社手業内無實で貸し付けてある大蔵大臣の諮詢に応じて、社手業内無實で貸し付けてある国有財産の譲与又は売却及びこの收入に關する許額について調査審議すること。

大蔵大臣の諮詢に応じて、政府の契約の特例に関する法律による指定金額の改定の申請について調査審議すること。

大蔵大臣の諮詢に応じて、政府の契約の特例に関する法律による指定金額の改定の申請について調査審議すること。

日本專業公社の諮詢及び監査を行ひ、その他に公認

第一款 財務局

第十六條 財務局は、本部の所長取扱事務の所掌事務を分掌する。

但し、財務局が掌する事務は、次に定める。

ハ名税、性質税の管轄区域。

第十七條 財務局の管轄区域及び管轄区域は、三通りとする。

二 種	上 種	縣	道	區	域
東京府	東京都	東京府	神奈川縣	千葉縣	山梨縣
關東運輸局	東京鐵	埼玉縣	茨城縣	栃木縣	新潟縣
大阪財務局	大阪市	大阪府	京都府	兵庫縣	福井縣
札幌財務局	札幌市	北海道			
仙台財務局	仙台市	宮城縣	岩手縣	福島縣	山形縣
名古屋財務局	名古屋市	愛知縣	岐阜縣	三重縣	岐阜縣
金沢財務局	金沢市	石川縣	福井縣	富山縣	
鹿児島財務局	鹿兒島市	鹿兒島縣	宮崎縣	大分縣	

北九州市	北九州市	福岡縣	佐賀縣	長崎縣	熊本縣
福岡市	福岡市	福岡縣	佐賀縣	長崎縣	熊本縣
佐賀市	佐賀市	佐賀縣	佐賀縣	長崎縣	熊本縣
長崎市	長崎市	長崎縣	長崎縣	長崎縣	長崎縣
熊本市	熊本市	熊本縣	熊本縣	熊本縣	熊本縣

裏面白紙

地方株式等審議会

財務局長の詰問に應じて、敗産税の課税標準に關し株式等の種類について調査審議すること。

不動産評議会

財務局長の詰問に應じて、敗産税の課税に關し不動産の評価について調査審議すること。

貢生会議会

財務局長の詰問に應じて、敗産税の課税價格率に關する要領について調査審議すること。

社寺境内地划分地方審査会

大藏大臣の詰問に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲與又は売却及びこれらに關する詰願について調査審議すること。

地方特定契約審査会

財務局長の詰問に應じて、政府の契約の特例に關する法律による指定金額の改定の申請に關し調査審議すること。

(財務課關)

第十九條 五の表の上欄に掲げる課課は、各管轄方の在職院として置かねりしものとし、その課課の四約は、さきの四約を以て置くとす。

理 構

地方支那課關	財務課及う税關に通じて、當時定で實質課關正該第七條 格調風氣
	第一項に開示ハシテ、主張する所である。

2 前項に掲げる財務課關の組織、其管轄事務及び其管轄事務の職員については、他の法律へ法律に基く命令の命令、(に別段の定めある場合を除く外)、政令で定めス。

(財務局長、副財務次官及び出張所)

第二十條 本省の所掌事務のうち財務局の分掌する事務の一項、税務署の分掌するものを除く、(に分掌せらるたる、所要の地に財務局又は署を置く、

2 財務課又は税務署の事務の一項を分掌せらるたる、該財務局又は出張所及び工務局不適又は部組成は、大藏省令で定める。

(税務署)

第二十一條 第九條第一項第二号から第八号まで及び第十條第一項第十号に掲げる事務は、財務課の分掌するもの的一部を分掌せらるたる、税務署を置く。

(1) 財務課の管轄、税務署の管轄及び税關は、大藏省令で定める。

(2) 税務署の管轄機関

前項の管轄事務のうち税關に掲げる税關は、管轄署の財務課關として置かねりしものとし、その管轄事務は、税關に記載する通りとする。

理 構

四

的

財產調查会	貿易、輸入、輸出の実態の調査、並に所要税の算定法について、及く所要税の課税標準について、並に所要税額の算定法について、課税基準について、課税標準の算定法について、
輸出所牌照調查会	輸出所牌照の登録、輸出税額の計算、輸出税額の算定法について、
宅地賣賣價格調查會	宅地賣賣價格の登録、宅地賣賣價格の算定法について、

## 第二章 貨物

### （）所掌事務

第二十三條 貨物は、本局の所掌事務として、年々積出十萬から累十五萬までに掲げるものと今掌し、又り左の事務を（一）、（二）、（三）、（四）。

一 個物の輸出並びて次表記の事務（一）、（二）、（三）、（四）。

二 輸出西取締成（昭和二十一年五月三十日）にてより輸出入貨物の取締成

行つこと。

三 外國原産の取締及び賣全属の輸出（一）取締成すること。

四 輸出入貨物に付し内國税を賦課課税すること。

（一）、（二）、（三）、（四）

第二十四條 貨物の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名稱	位置	管轄区域	管轄区域	管轄区域	管轄区域
横濱税關	横濱市	東京府、神奈川縣、埼玉縣、茨城縣、群馬縣、栃木縣	千葉縣、山梨縣、新潟縣、福島縣、宮城縣、山形縣	兵庫縣、岡山縣、鳥取縣、島根縣、廣島縣、香川縣	德島縣、高知縣、愛媛縣
神戶税關	神戸市				
大阪税關	大阪府	京都府、和歌山縣、奈良縣、滋賀縣、福井縣	石川縣、富山縣		

名古屋税關	江戸税 門司税關	大阪税 西館税關
三河縣 北名古屋 愛知縣 名古屋	山口縣 秋田縣 福井縣 門司	三重縣 岐阜縣 滋賀縣 大分縣
兵庫縣 奈良縣 京都縣 鹿児島縣	山形縣 秋田縣 石川縣 青森縣	福井縣 長野縣 三重縣 靜岡縣

(内郵部局)。

第二十五條 税關は、税關受付室及び三分の三部を有する。

監視課

業務部

監査部

2 前項に定めるもの以外、税關の組織の相違は、大藏省令で定める。

(支廳、出張所及び監視署)

第二十六條 税關の支廳又は一部を分掌せらるゝ、所管の上に、税關の支廳、出

所及び監視署並びに支署の出張所又は監視署を置く。

又 税關の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所又は監視署の名稱、監視、監

轄区域、河岸東端の範囲及び内部分組織は、大藏省令で定める。

第三章 外局

(2)

第二十七條 國家行政組織法第三條第(六)項の規定に基いて大藏省に置かれる外局は、  
その通りとする。

証券取引委員会

送信廳

印刷廳

第一課 証券取引委員会

(船械、機器及び軍事等)

第二十八條 証券取引委員会の組織、權限及び所掌事務は、証券取引法へ昭和二十二  
年五月三十日(の定めるところによる)。

(特別奉職)

第二十九條 本公司は、本法の規定に依るに足りない事務を執行するに際しては、同長を助け、同勢を整理する。

第三節 計画部

(任務及び役)

第三十條 並常務は、並の監督と並んで、これを監督する。

乙 並常務の長は、並監督とし、トシカ。

(権限)

第三十一條 並常務は、この所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第四十一号に付する事務に就ては、皆下の権限を行使する。

(出部節局)

第三十二條 並常務は、主に二類を置く。

總務部

作業部

(總務部の業務)

第三十三條 並常務に於けるは、並常務の監督事務に關し、左の事務をつかふこと。

一 機密に關すること。

二 裁定の宣傳及び諮詢を監守すること。

三 連絡の職務、統計、今般、徴兵、賃勞その他の人事並びに教養及び訓練に關す

ること。

四 施設行政は關する機密、統計の作製、資料の収集並びに印刷物の領取及び刊行

すること。

五 公文書類の複数、並並、將來及び保存すること。

六 経費及び收入の、並並、支度と作成し、会計事務を行い、会計を監査すること。

七 政財産、乃ち、<sup>トシカ</sup>を管理すること。

八 賦課の發生不減の地の荷物庫に關する施設をなし、これと監理すること。

九 貨物、貨物現金及び金庫現金を出納保管すること。

十 現金儲池金を經營すること。

十一 製造品の更生及び其の販賣行うこと。

十二 所管行政の統合調査を行うこと。

十三 前各号に掲げるものの外、監視處が任務を遂行するためには必要な事務で、作業部の所掌に屬しないものとすること。

(作業部の任務)

第34条 仕農部においては、(1)農業工場がある。

一 備蓄と製造し、同種機器を購入すること。

二 章はい、乾草、石炭、土砂等の資源を貯蔵すること。

三 金銀その他の主要資源を貯蔵すること。又、貯蔵する権限すること。

四 重要貴金属地金たり鉱物不動産を貯蔵すること。

五 種々の金子、銀の製品の貯蔵と記録すること。

六 借用地金の他の物若き現金にて、

(研究所及び施設)

第三十五条 運営部にて所掌する事業、研究を行わざるため、研究所と、運営部

新内職員の珍重を行ひせらるたゞ、隸屬を置く。

2 研究所及び施設の内部組織は、大體面合て定める。

(支廳及び出張所)

第三十六条 監視處の所掌事務の一端を分掌せらるため、東京、横濱、大阪、神戸、佐伯、函館、五日市に支廳を、熊本市に出張所を置く。その名跡、管轄区域及び内部組織は、大體面合て定める。

第三節 所刷處

(仕管及び長)

第三十七條 所刷處は、所刷事務と行うこととするに附帶とする。

2 所刷處の長は、所刷處長室とある。

(機械)

第三十八條 所刷處は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号までに掲げる権限を行使する。

(所刷處)

第三十九條 印刷機に、更に経営及ぼす影響の範囲ノ

業務部

製造課

(販賣官房の重勢)

第四十條 長官官房においては、印刷機の営業事務に關し、その重勢をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 販賣の密及び廻りを保守すること。

三 購買の密及び廻りを保守すること。

四 所管行政に關する調查、統計の作製、資料の収集並びに印刷機の領有及び刊行とを行うこと。

五 公入書類を接受、輸送、轉集及び保存すること。

六 所管行政の寄査を行うこと。

七 聞聞の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設となし、これを營理すること。

八 所管行政の総合調整を行うこと。

九 前各号に掲げるものの外、印刷機の仕業を遂行するため必要な車輌で他部の所業に屬さないものを行うこと。

(販賣部の重勢)

第三十一条 販賣部におけるては、左の重勢をつかさどる。

一 ピカ紙、券、紙幣、回傳、荷紙、郵便切手、郵便はがきとの他証券類及び印刷計画立てに所用の販賣上必要な用紙類の製造計画を樹立すること。

二 宣傳、法令全般、その他の刊行物を編集、製造及び発行すること。

三 廉價度の製造工場を管理及び監督すること。

四 入紙の製造の取締を行うこと。

五 販賣の業務上必要な物資を調達すること。

六 一社の収入の算定及び決算を作成し、会計重勢を行うこと。

七 販賣及び出荷の管理すること。

(製造部の重勢)

第四十二條 製造部においては、左の事項、つゝこと。

一 日本銀行券、紙幣、国債、式紙、官公印等、郵便はがきその他の証券類及び印刷物の印刷並びに印川紙の販売上必要な用具類の製造を行うこと。

二 關係の印刷工場及び同業種製造工場に対する技術及び作業と指導監督すること。

三 機械その他の設備の設置と整理すること。

（研究所、工場、教育所及び病院）

第四十三條 印刷廳は、左の上欄に掲げる研究所等の他の機関を通じて、その過般の回期は、それそれ下欄に記載する通りとす。

連 絡	目	的
研究所	印刷及び製紙に関する研究を行うこと。	
工 場	印刷及び製紙を行ふこと。	
教 育 所	印刷及び製紙に從事する職員に対して、教育と必要な教育を行ふこと。	
病 院	印刷部門内職員の診療を行うこと。	

二 前項に掲げる研究所その他の機関の内印刷部は、大藏省令で定める。

（工場所）

第四十一条 印刷廳の所掌事務の一項を令掌させるため、岡山市、出雲市、松本市、高知市及び徳島県三好郡道田町に印刷廳の出張所を置く。その名稱及び部組織は、大藏省令で定める。

（大藏省令）

（職員）

第四十五條 大藏省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項は、このことは、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定のものとすることによる。

第四十六條 大藏省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

（第五章）

（官類取扱い規則）

第四十七條 人蔵者所掌の公庫は、酒類既給公團とする。

「とくに區に關しては、酒類既給公庫法（昭和二十二年法律第百七十二号）の定めるところによる。」

#### 附 則

「この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、附則第二項中高等財勢講習所官制の廢止に関する記述は、同年一月二十日より施行する。」

「左の勅令及び政令は、度一ヶ月、總務省の法律に基く命令を含む。」に別段の定のある場合を除き、外へ向うの機関及び機関にては本に至る相当の機関及び職員となり、同一仕事として役下さうとする。」

大蔵省官制（昭和十七年政令第セモ四ナ三号）

経済の再造整備に關する法律の施行に關する大蔵大臣主管事務等の所掌官局等に關する命令（昭和二十二年勅令第五百四十四号）

大蔵省給與局諸課設置制（昭和二十二年勅令第ニ石三十一号）

大蔵省理財局時設置制（昭和二十二年政令第ニ西九十二号）

高等財勢講習所官制（昭和二十二年政令第セナ一號）

税務講習所官制（昭和十六年勅令第五百二十七号）

財務局官制（昭和十六年勅令第七百六十六号）

税關官制（昭和二十一年勅令第ニ百九十三号）

税務署官制（昭和三十五年勅令第ニ百四十一号）

証券取引委員会事務局令（昭和二十三年政令第百四号）

全計士管理委員会事務局令（昭和二十三年政令第百六十七号）

審査局官制（大三十年勅令第三百号）

監査局官制（昭和廿三年勅令第四十号）

監査局における全般工藝處の製造に關する命令（昭和二十一年勅令第二十九号）

貿易局官制（昭和十八年勅令第ハ百及号）

3 第一項但書及び前項但書の規定は、該箇の定義に屬する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 政府要員の前給認定表に開いた二欄（昭和二十二年法律第四十大号）の一栏を次

第四條第二項中「、次表は、職員の賃金表一と附す。  
同様第三項を次のよう改め。」

3 内閣總理大臣は、其に付する職員の外、各官各廳に於いて給與又は会計に附する事務を担当する職員のうちから、新給與実施本額の職員として動費すべきことを命ずることを以てさる。但し、所員となつた有も、國家公務員法の適用を免除されずものでは無い。

### 理由

医業行政組織法の施行に伴い、大蔵省設置法を別定する必要がある。これが、この法律案と提出する理由である。

大藏省設置法目次

第一章 総則（第一條—第四條）

第二章 本省（第五條—第二十七條）

第一節 内部部局（第五條—第十二條）

第二節 附属機関（第十三條—第十四條）

第三節 地方支分部局（第十五條—第二十七條）

第一款 財務局（第十六條—第二十三條）

第二款 税關（第二十四條—第二十七條）

第三章 外局（第二十八條—第四十五條）

第一節 証券取引委員会（第二十九條—第三十條）

第二節 造幣廳（第三十一條—第三十七條）

第三節 印刷廳（第三十二條—第四十五條）

第四章 職員（第四十六條—第四十七條）

第五章 公團（第四十八條）

附則（第四十九條—第五十一條）

## 大蔵省設置法

### 第一章 概則

#### (この法律の目的)

第一條 この法律は、大蔵省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

#### (設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基いて、大蔵省を設置する。

2 大蔵省の長は、大蔵大臣とする。

#### (任務)

第三條 大蔵省は、左に掲げる事項に関する國の行政事務及び事業を

一 体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

- 一 國の財務
- 二 通貨
- 三 金融
- 四 証券取引
- 五 造幣事業
- 六 印刷事業

#### (権限)

第四條 大蔵省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならぬ。

一 手算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をなす。

こと。

二 収入金を徵收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を廃分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他の職員の人事を管理すること。  
七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、これを管理すること。

八 職員に賃與する宿舎を設置し、これを管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び審査資料を編布し、又は刊行すること。

と、

十 所掌事務の監察を行ひ、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 大藏省の公印を制定すること。

十三 國の財務を總轄し、予算、決算及び会計に関する制度を統一すること。

十四 國の予算及び決算を作成すること。

十五 國の予算費を管理すること。

十六 各省各府の支出負担行為又は支拂の計画を承認すること。

十七 各省各府の小切手又は國庫金振替書につき認証を行うこと。

十八 各省各府の予算の執行に関する報告の徵取、実地監査及び指

示を行うこと。

一十九 地方公共団体の財務を監督すること。

二十 内國税、関税及びとん税を賦課徵收すること。

二十一 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の貸賃價格を決定すること。

二十二 関稅行政に關し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

二十三 税務代理士及び税關貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。

二十四 専売權（アルコール）に関するものをのそく。）を管理すること。

二十五 國有財産の總務に關し、報告の徵取、実地監査及び指示を行ふこと。

五

二十六 普通財産を管理处分すること。

二十七 貨幣及び紙幣を發行し、日本銀行券の發行を監督すること。

二十八 國庫金を出納、管理及び運用すること。

二十九 國債の発行、償還及び利拂を行うこと。

三十 預金部資金を管理し、これを運用及び經理すること。

三十一 外國為替を管理すること。且し、貨物の輸出為替の処分、貨物の輸入為替及び輸入信用狀の取得（外國為替銀行の行う処分及び取扱をのそく。）並びに外國為替を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取締をのそく。

三十二 米國対日援助見返資金を管理及び運用すること。

三十三 銀行業、信託業、保險業、無盡業その他金融業を営む者を

者を免許し、これを監督すること。

三十四 金融機關の融資及び金利を規制すること。

三十五、証券取引所を登録し、これを監督すること。

三十六 証券業者及び証券業協会（証券業協会連合会を含む。）を登録し、これを監督すること。

三十七 株式又は社債の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

三十八 商品取引所を免許し、これを監督すること。

三十九 公認会計士試験を行い、公認会計士を監督すること。

四十 酒類の製造業又は取賣業を免許し、これらを営むものを監督すること。

四十一 貨幣、章、記章、極印、合金及び金属工芸品を製造し、

八

並びに旧貨幣を鑄つぶすこと。

四十二 貴金属の精製、品位の証明及び鉱物の試験並びに貴金属の配給を行うこと。

四十三 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類を製造すること。

四十四 官報、法令全書その他の印刷物を編集し、製造し、又は発行すること。

四十五 印刷庁の業務上必要な用紙を製造し、すき入紙の製造を取り扱うこと。

四十六 通貨等の製造工場を管理し、監督すること。

四十七 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、大藏省に屬せしめられた権限。

## 第二章 本省

### 第一節 内部部局

(内部部局)

第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

主計局

主税局

理財局

管財局

銀行局

2 大臣官房に調査部を置く。

3 主税局に查察部及び税關部を置く。

4 銀行局に検査部を置く。

(特別な職)

第六條 大臣官房に官房長を置く。官房長は、大臣官房の事務を統轄する。

2 主計局に次長二人を置く。次長は局長を助け、局務を整理する。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、大蔵省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 大臣の官印及び省印を管守すること。

三 職員の階級、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

四 大蔵省の機構、定員及び運営に關し調査、企画及び立案すること。

と。

五 所管行政の考査を行うこと。

六 法令案その他公文書類の審査を行うこと。

七 所管行政の総合調整を行うこと。

八 発表その他情報事務を総括すること。

九 公文書類を接受発送、編集及び保存すること。

十 所管行政に關し調査を行い、統計を作製し、資料を收集し、これらに關する印刷物を領布又は刊行すること。

十一 涉外事務を行うこと。

十二 経費及び收入の予算及び決算を作製し、会計事務を行い、会

二二

計を監査すること。

十三 印紙類を出納及び保管すること。

十四 行政財産及び物品を管理すること。

十五 職員の衛生、医療その他の福利厚生に關する施設をなし、これを管理すること。

十六 専費制度を調査、企画及び立案し、日本専賣公社を監督すること。

十七 前号に掲げるものの外、大蔵省の任務を遂行するため必要な事務で他局及び他の機関の所掌に屬しないものを行うこと。

2 調査部においては、前項第十号の事務をつかさどる。

(主計局の事務)

第八條 主計局においては、左の事務をつかさどる。

一 予算、決算及び会計に関する制度を調査、企画及び立案し、これを統一すること。

二 國の予算及び決算を作成すること。

三 國の予備費を管理すること。

四 各省各庁の歳出予算の翌年度繰越使用を承認すること。

五 各省各庁の会計年度開始前の資金の交付を承認すること。

六 各省各庁の歳出予算の移用又は流用を承認すること。

七 各省各庁の支出負担行為又は支拂の計画を承認すること。

八 各省各庁の小切手及び國庫金振替書を認証すること。

九 各省各庁の賣買、貸借、請負その他の契約の指名競争及び随意契約並びに前金拂又び概算拂を承認すること。

一四

十 各省各庁の出納官吏及び出納員を監督すること。

十一 國の予算の執行に關し、報告の徵取、実地監査及び指示を行うこと。

十二 各省各庁の歳入の徵收及び收納に關する事務の一斂を管理すること。

十三 國の貸付金（他の部局の所掌に屬するものを除く。）を管理すること。

十四 特別職である國家公務員等に關する給與制度を調査、企画及び立案すること。

十五 國家公務員等の旅費その他実費弁償の制度を管理すること。

十六 國家公務員等の夫婦組合その他の福利厚生に關する施設をな  
し、これを管理すること。

十七 地方公共團体の歳出に關すること。

(主税局の事務)

第九條 主税局においては、左の事務をつかさどる。

一 税制制度を調査、企画及び立案すること。

二 内國税を賦課徵收すること。

三 酒類の生産及び販売に関する事務を管理する。

四 酒類の製造業者及び販売業者を監督すること。

五 酒類その他間接税課稅物件の分析及び鑑定並びにじょう造の試

一五

驗、講習及び指導を行ふこと。

六 税務代理士の許可を與え、これを監督すること。

七 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸價格を調  
査決定すること。

八 印紙を発行し、その摸造の取締を行うこと。

九 大藏省所管の税外諸收入を管理すること。

十 關稅及びとん稅を賦課徵收すること。

十一 關稅行政に關し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締  
を行うこと。

十二 保税倉庫、保税工場その他の保税地域を管理すること。

十三 税關貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。

一六

十四 税關統計を作製すること。

十五 稅務行政に從事する職員の訓練を行うこと。

十六 地方税、地方配付税、その他地方公共団体の歳入に関する二  
と。

2 査察部においては、前項第二号の事務のうち、所得その他の課税標準の若しく高額な者、著しく増加した者等についての調査、検査、犯則の取締及び滞納処分に関する事務をつかさどる。

3 税關部においては、前項第一号の事務のうち関税に関するもの、同項第十号から第十四号までの事務及び同項第十五号の事務のうち税關職員に関するものをつかさどる。

(理財司の事務)

一七

第十條 理財局においては、左の事務をつかさどる。

一 國庫收支の調整、財政と金融との調整などの國内資金運用の綜  
合調整及び國內金融と國際金融との調整を図ること。

二 國庫制度、國債制度及び通貨制度を調査、企画及び立案するこ  
と。

三 國庫金を出納、管理及び運用すること。

四 國の保管金及び國が保管する有價証券を管理すること。

五 國債の発行、償還及び利拂を行うこと。

六 日本銀行の國庫金及び國際取扱事務を監督すること。

七 地方債の発行、償還等<sup>ト</sup>監督すること。

八 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締を行うこと。

九 日本銀行券の製造及び発行許画を樹立すること。

- 十 米國対日援助見返資金を管理し、運用すること。
- 十一 対外決済及び通貨の換算率に関する事務を管理すること。
- 十二 外國為替資金及び在外財産を管理すること。
- 十三 クレジット、外債権その他涉外負債に関する事務を管理すること。
- 十四 前三号に掲げるものの外、外國為替の管理（（貨物の輸出為替の処分、貨物の輸入為替及び輸入信用状の取得、外國為替銀行の行う処分及び取得をのぞく。）並びに外國為替を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取締きをのぞく。））その他國際金融の調整を行うこと。
- 十五 外國居住者（外國に本店を有する法人を含む。）の在内財産を管運すること。  
一九
- 二〇
- 十六 貴金属の買取及び賣却並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。
- 十七 企業の経理の適正化を図ること。
- 十八 公認会計士試験を行い、公認会計士を監督すること。
- 十九 昭和二十年勅令第五百四十二号ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く会社の解散の制限等に関する命令（昭和二十年勅令第大百五十七号）を施行すること。
- 二十 商品取引所を監督すること。
- 二十一 終戦処理費、特殊財産処理費及び賠償施設処理費の経理を行うこと。
- 二十二 政府の契約の特例に関する法律（昭和二十一年法律第六十号）を施行すること。
- 二十三 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法

律（昭和二十二年法律第二百七十一号）を施行すること。

二十四 暫償に關する財務を管理すること。

（管財局の事務）

第十一條 管財局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、國有財産制度を調査、企画及び立案すること。
- 二、國有財産の管理及び処分を統一し、必要な調整を行ふこと。
- 三、國有財産を整理すること。
- 四、普通財産を管理処分すること。
- 五、國の出資を行い、これを管理すること。
- 六、財産税及び相続税の納稅義務者が國に物納した動産を管理処分すること。
- 七、國家公務員宿舍の設置、維持及び管理に關し綜合調整すること。

八、賃價指定工いふうその他の賃價指定物件を管理、保守及び撤去すること。

九、外國又は外國人（外國人が經營を支配する本邦法人を含む）の在内財産を管理すること。

十、特定財産を管理すること。

十一、開鎖機關に關すること。

（銀行局の事務）

第十二條 銀行局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、金融機構を調査、企画及び立案すること。
- 二、預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び經理すること。
- 三、日本銀行を監督すること。
- 四、貸與金融金庫及び國民金融公庫を監督すること。

- 五 農林中央金庫及び商工組合中央金庫を監督すること。  
六 銀行業、信託業、及び無盡業を免許し、これを営む者を監督すること。

こと。

- 七 生命保険業及び損害保険業を免許し、これを営む者を監督すること。

- 八 農業協同組合、漁業協同組合、商工協同組合、市街地信用組合その他金融業務を営む者を監督すること。

九 日本銀行券の発行限度を決定し、その限外発行を許可すること。

- 十 金融機関の資金の運用を規制し、これを監督すること。

- 十一 金融機関の金利を調整すること。

- 十二 紙幣類似証券の取締を行うこと。

- 十三 社債等の登録を行うこと。

二四

二三

二二

二一

二〇

一九

一八

一七

一六

一五

一四

一三

一二

一一

一〇

九九

九八

九七

九六

九五

九四

九三

九二

九一

九〇

八九

八八

八七

八六

八五

八四

八三

八二

八一

八〇

七九

七八

七七

七六

七五

七四

七三

七二

七一

七〇

六九

六八

六七

六六

六五

六四

六三

六二

六一

六〇

五九

五八

五七

五六

五五

五四

四五

四三

四二

四一

四〇

三九

三八

三七

三六

三五

三四

三三

三二

三一

三〇

二九

二八

二七

二六

二五

二四

二三

二二

二一

二〇

一九

一八

一七

一六

一五

一四

一三

一二

一一

一〇

九九

九八

九七

九六

九五

九四

九三

九二

九一

九〇

八九

八八

八七

八六

八五

八四

八三

八二

八一

八〇

七九

七八

七七

七六

七五

七四

七三

七二

七一

七〇

六九

六八

六七

六六

六五

六四

六三

六二

六一

六〇

五九

五八

五七

五六

五五

五四

五三

五二

五一

五〇

四九

四八

四七

四六

四五

四四

四五

四六

四七

四八

四九

五〇

五一

五二

五三

五四

五五

五六

五七

五八

五九

五〇

五一

五二

五三

五四

五五

五六

五七

五八

五九

五〇

五一

五二

五三

五四

五五

五六

五七

五八

五九

五〇

五一

五二

五三

五四

五五

五六

五七

五八

五九

五〇

五一

五二

五三

五四

五五

五六

五七

五八

五九

五〇

五一

五二

五三

五四

五五

五六

五七

五八

五九

五〇

五一

五二

五三

五四

五五

五六

五七

五八

五九

五〇

五一

五二

五三

五四

五五

五六

五七

五八

&lt;p

第十四條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
関税訴願審査会	関税に関する訴願を審査すること。
預金部資金運用審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、預金部資金の運用に関する事項を調査審議すること。
外國為替管理審議会	主務大臣の諮問に応じて、外國為替の管理に関する事項を調査審議すること。
政府貸付金処理審議会	所管大臣及び大蔵大臣の諮問に応じて、政府貸付金の條件及び延滞せる元利金の支拂方法の変更について調査審議すること。 二六
関税率審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、関税率に関する事項を調査審議すること。
金儲議会	主務大臣の諮問に応じて、金及び産金業に関する重要事項を調査審議すること。
特別融通損失審査会	日本銀行特別融通及び損失補償法（昭和二年法律第五十五号）、不動産融資及び損失補償法（昭和七年法律第二十四号）又は戦時金融金庫法（昭和十七年法律第三十二号）に基き、それぞれ日本銀行、日本勧業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行又は戦時金融金庫が受けた損失及びその額を決定すること。 二五

投資及び担保証券審査会

大蔵大臣の諮詢に応じて、貯蓄銀行が運用することのできる國債又は地方債以外の有價証券の種類及び担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基き社債に附することができる物上担保のうち、株式質に関する事項を調査審議すること。

税務代理士せん衝審議会

大蔵大臣の訪問に応じて、税務代理士の許可に關し調査審議すること。

産業設備營団損失審査会

大蔵大臣の監督に属し、産業設備營団の受けた損失及びその額を審議決定すること。

国民更生金庫損失審査会

大蔵大臣の監督に属し、國民更生金庫の受けた損失及びその額を審議決定すること。

中央酒類審議会

大蔵大臣の諮詢に応じて、酒類の生産、配給及び價格に関する重要事項並びに酒類の級別を調査審議すること。

戰時喪失國債証券審査会

大蔵大臣の諮詢に応じて、戰時喪失無記名國債証券臨時措置法（昭和十九年法律第十号）及び旧臨時資調整法（昭和十二年法律第八十六号）による証券の喪失の査定を行い、これらの法律の施行に關する重要な事項を調査審議すること。

復興金融審議会

復興金融金庫の融資に關する事務を行い、同金庫の運営に關する重要な事項を調査審議すること。

中央株式等評価審議会

大蔵大臣の詰問に応じて、財産税法施行規則（昭和二十一年勅令第五百四十九号）第二十四条第四項の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議すること。

戦時補償特別税審査会

大蔵大臣の詰問に応じて、戦時補償特別税の輕減又は免除に関する事項を調査審議すること。

金利調整審議会

日本銀行總裁の詰問に応じて、金利の最高限度の決定及びその変更又は廃止に関する調査審議すること。

社寺境内地外分中央審査会

大蔵大臣の詰問に応じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲与又は売却及びこれに關する訴願に關し調査審議すること。

國有財産調整審議会

大蔵大臣の詰問に応じて、各省各庁の管理する國有財産の用途の変更、用途の廃止、所管その他必要な措置及び大蔵大臣が各省各庁の長から協議を受けた國有財産の管理に関する重要な事項について調査審議すること。

中央特定契約審議会

大蔵大臣の詰問に応じて、政府の契約の特例に関する法律（昭和二十一年法律第六十号）による指定金額の改定の申請に關し調査審議すること。

公認会計士審査会へ依  
公認会計士試験を行  
ふこと。

専売事業審議会

日本専売公社の運営に關し、大藏大臣の諮詢に應じ、又は大藏大臣に意見を述べること、國民金融公庫の總裁及び幹事の推薦を行い、國民金融公庫の業務計画、資金計画その他國民金融公庫の運営に關する重要な事項につき議決し又は大藏大臣に意見を述べること。

基準地区調査会

大藏大臣の諮詢に應じて、臨時宅地賃貸價格修正法（昭和二十四年法律第 号）第三條第一項に規定する基準地区に関する事項を調查すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

（地方支分部局）

第十五條 本省は、左の地方支分部局を置く。

財務局

税關

第一款 財務局

第十六條 財務局は、本省及び証券取引委員会の所掌事務を分掌する。

但し、税關の所掌するものを除く。

(名称、位置及び管轄区域)

第十七條 財務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京財務局	東京都	東京都、神奈川縣、千葉縣、山梨縣
関東信越財務局	東京都	埼玉縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、長野縣、新潟縣
大阪財務局	大阪市	大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、滋賀縣
札幌財務局	札幌市	北海道
仙台財務局	仙台市	宮城縣、岩手縣、福島縣、秋田縣、青森縣、山形縣
名古屋財務局	名古屋市	愛知縣、靜岡縣、三重縣、岐阜縣
金沢財務局	金沢市	石川縣、福井縣、富山縣
高松財務局	高松市	廣島縣、山口縣、岡山縣、鳥取縣、島根縣

三三

名 称	位 置	管 轄 区 域
福岡財務局	福岡市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣
熊本財務局	熊本市	熊本縣、大分縣、鹿兒島縣、宮崎縣

(内部部局)

第十八條 財務局に、左の七部を置く。

調査监察部	総務部	直税部	間税部	管理財部	理財部	経理部
-------	-----	-----	-----	------	-----	-----

之 前項に定めるものの外、財務局の組織の細目は、大蔵省令で定めること。

(附属機関)

第十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
地方酒類審議会	財務局長の諮問に應じて、酒類の生産及び配給に関する重要事項並びに酒類の級別を調査審議すること。
地方株式等評價審議会	財務局長の諮問に應じて、財産税法施行規則第二十四條第四項の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議すること。 三六
不動産評價審議會	財務局長の諮問に應じて、財產税の課税に関する不動産の評價について調査審議すること。
財產審查會	財務局長の諮問に應じて、財產税の課税額等に関する異議について調査審議すること。
社寺境内地処分地方審査會	大蔵大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けある國有財産の譲與又は賣拂及びこれらに關する訴願に關し調査審議すること。
地方特定契約審査會	財務局長の諮問に應じて、政府の契約の特例に関する法律による指定金額の改定の申請に關し調査審議すること。
地方宅地賃貸價格調査會	財務局長の諮問に應じて、臨時宅地賃貸價格

修正法第7条第一項に規定する事項を調査すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で改める。

（税務署）

第二十條 本省の所掌事務のうち第九條第二号から第八号まで及び第十一條第十号に掲げる事務で、財務局の分掌する事務の一部を分掌させるため税務署を置く。

税務署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は大藏省令で定める。  
(税務署の附屬機関)

第二十一條 左の表の上欄に掲げる機関は税務署の附屬機関として置

ミセ

かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
財産調査会	税務署長の諮問に應じて、財産税の課税價格の更正決定に關し調査審議すること。
増加所得税調査会	税務署長の諮問に應じて、増加所得税の所得金額に關し調査審議すること。
宅地賃貸價格調査会	税務署長の諮問に應じて、臨時宅地賃貸價格修正法第七條第二項に規定する事項を調査すること。

（財務局支局及びその出張所）

第二十二條 本省の所掌事務のうち財務局の分掌する事務の一部（税

務署及び財務局管財支所の分掌するものを除く)を分掌させるため、  
所要の地に財務局支局を置く。

財務局又は財務局支局の事務の一部を分掌させるため出張所を置く。  
財務局支局、出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は大蔵省  
令で定める。

(財務局管財支所)

第二十三條 本省の所掌事務のうち第十一條第七号に掲げる事務で、  
財務局の分掌する事務の一部を分掌させるため、財務局管財支所を  
置く。

財務局管財支所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は大蔵省令で  
定める。

第二款 稅關

四〇

(所掌事務)

第二十四條 梶関は、本省の所掌事務のうち、第九條第十号から第十  
五号までに掲げる事務及び左の事務をつかさどる。

一 貨物の收容並びに收容貨物の管理及び処分を行うこと。

二 輸出品取締法(昭和二十三年法律第百五十三号)等による輸出  
入貨物の取締を行うこと。

三 外國為替の取締及び貴金属の輸出入の取締を行うこと。

四 輸出入貨物に對し内國税を賦課徴收すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第二十五條 梶関の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名稱	位置	管轄区域
横浜税關	横浜市東京都 神奈川縣 埼玉縣 茨城縣	

(又部部局)

第二十六條 稲関に、稻関長官房及び左の三部を置く。

卷之三

卷之三

前題八

省令で定める。

(支署、出張所及び監視署)

第二十七條 大藏大臣は、税關の所掌事務の一部を分掌せらるたゞ所要の地に、税關の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署を設置することができる。その名稱、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大藏省令で定める。

### 第三章 外局

(設置)

第二十八條 國家行政組織法第3條第2項の規定に基いて大藏省に置かれる外局は、左の通りとする。

証券取引委員会

造幣廳

印刷廳

#### 第一節 証券取引委員会

(組織及び所掌事務)

第二十九條 証券取引委員会の組織及び所掌事務は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の定めるところによる。

(特別な職)

四三

第三十條 証券取引委員会の事務局に次長を置く。次長は、局長を助け、局務を整理する。

#### 第二節 造幣廳

(任務及び長)

第三十一條 造幣廳は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。

2 造幣廳の長は、造幣廳長官とする。

(権限)

第三十二條 造幣廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる権限を行使する。

第三十三條 造幣廳は、左の二部を置く。

総務部

## 依業部

### (総務部の事務)

第三十四條 総務部においては、造幣廳の所管行政に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
  - 二 長官の官印及び廳印を管守すること。
  - 三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
  - 四 調査を行い、統計を作製し、資料を收集し、これらに關する印刷物を颁布又は刊行すること。
  - 五 公文書類を接受、發送、編集及び保存すること。
  - 六 経費及び收入の予算及び決算を作製し、会計事務を行い、会計を監査すること。
  - 七 行政財産及び物品を管理すること。
  - 八 職員の衛生、医療その他の福利厚生に關する施設を掌し、これを管理すること。
  - 九 貨幣、貨幣地金及び貴金属地金を出納保管すること。
  - 十 貴金属を配給すること。
  - 十一 製造品等受注及び発注を行うこと。
  - 十二 前各号に掲げるものの外、造幣廳の任務を遂行するために必要な事務で、他部に専掌しないものを行うこと。
- (依業部の事務)
- 第三十五條 依業部においては、左の事業を行う。

- 一 貨幣を製造し、旧貨幣等を鑄つぶすこと。
- 二 章はい、記章、極印、合金及び金属工藝品を製造すること。
- 三、金銀その他の重要金属地金及びその陶たかすを精製すること。
- 四 重要金属地金及び鉱物を分析及び試験すること。
- 五 貴金属の地金及び製品の品位を証明すること。
- 六 貨幣、地金その他の物品の品位を試金を行うこと。

(研究所及び病院)

第三十六條 造幣廳に、その所掌する作業の研究を行わせるため、研究所を、造幣廳部内職員の診療を行わせるため、病院を置く。

2 研究所及び病院の内部組織は、大藏省令で定める。

(支廳及び出張所)

第三十七條 大藏大臣は、造幣廳の所掌事務の一部を分掌させるため、

四八

四七

東京都に支厅を、廣島県佐伯郡五日市町及び熊本市に出張所を置く。  
その名稱、管轄区域及び内部組織は、大藏省令で定める。

第三節 印刷廳

(任務及び長)

第三十八條 印刷廳は、印刷事業を行うことを主たる任務とする。

2 印刷廳の長は、印刷廳長官とする。

(権限)

第三十九條 印刷廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第四十三号から第四十六号まで掲げる権限を行使する。

(内部部局)

第四十条 印刷廳に長官官房及び左の二部を置く。

業務部

製造部

(長官官房の事務)

第四十一條 長官官房においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 機員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 長官の官印及び廳印を管守すること。

四 調査を行い、統計を依製し、資料を收集し、これらに屬する印刷物を領布又は刊行すること。

五 公文書類を接受、送達、編集及び保存すること。

六 会計を監査すること。

四九

五〇

七 機員の衛生、医療その他の福利厚生に關する施設をなし、これを管理すること。

八 所管行政の総合調整を行うこと。

九 前各号に掲げるそのの外、印刷廳の仕務を遂行するため必要な事務で他部の所掌に屬さないこのを行うこと。

(業務部の事務)

第四十二條 業務部においては、左の事務をつかさどる。

一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券類及び印刷物並びに印刷廳の業務上必要な用紙類の製造計畫を樹立すること。

二 宣報、法令全書、その他の刊行物を編集、製造及び發行すること。

と。

三 通貨等の製造工場を管理及び監督すること。

四 すき入紙の製造の取締を行うこと。

五 印刷廳の業務上必要な物資を調達すること。

六 経費及び收入の予算及び決算を作製し、会計事務を行うこと。

七 行政財産及び物品を管理すること。

(製造部の事務)

第四十三條 製造部においては、左の事務をつかさどる。

一、日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他  
の証券類及び印刷物並びに印刷廳の業務上必要な用紙類を製造す  
ること。

二 関係印刷工場及び用紙類製造工場に対する技術及び作業を指導  
監督すること。

五一

三 機械その他の設備を管理すること。

(研究所、工場、教習所及び病院)

第四十四條 印刷廳に、左の上欄に掲げる研究所及びその他の機関を  
置く。その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類 目的

研究 所 印刷及び製紙に関する研究を行うこと。  
工 場 印刷及び製紙を行うこと。

教習 所 印刷及び製紙に從事する職員に対して、職務上必要な  
教習を行うこと。

病 院 印刷廳部内職員の診療を行うこと。

2. 前項に掲げる研究所及びその他の機関の内部組織は、大蔵省令  
で定める。

(出張所)

第四十五條 大蔵大臣は、印刷廳の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島縣三好郡池田町に印刷所の出張所を置く。

その名林及び内部組織は、大蔵省令で定める。

#### 第四章 職員

(職員)

第四十六條 大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

(定員)

第四十七條 大蔵省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

#### 第五章 公園

(酒類配給公園)

第四十八條 大蔵省所轄の公園は、酒類配給公園とする。

2 酒類配給公園に関する事項は、酒類配給公園法（昭和二十二年法律第百七十二号）の定めるところによる。

#### 附則

第四十九條 二の法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第四十六條中高等財務講習所官制の廃止に関する部分は、同年七月二十日から施行する。

第五十条 左の勅令及び政令は廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む）に別段の定めある場合を除く外、從前の機関及び職員は、この法律に基く相当の権限及び職員となり、同一性をもつて存続す。

るものとする。

大藏省官制（昭和十七年勅令第七百四十三号）

經濟の再建整備に関する法律の施行に関する大藏大臣主管事務の所掌部局等に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百四十四号）

大藏省給與局臨時設置制（昭和二十一年勅令第三百四十号）

大藏省管理局臨時設置制（昭和二十一年勅令第三百九十二号）

高等財務講習所官制（昭和二十二年政令第六十九号）

稅務講習所官制（昭和十六年勅令第五百二十七号）

稅關官制（昭和二十一年勅令第二百九十三号）

稅務署官制（明治三十五年勅令第二百四十二号）

財務局官制（昭和十六年勅令第七百六十号）

証券取引委員会事務局令（昭和二十三年政令第百四号）

會計士管理委員会事務局令（昭和二十三年政令第百六十七号）

專賣局官制（大正十年勅令第三百号）

造幣局官制（明治四十三年勅令第四十号）

造幣局における金属工藝品の製造に関する勅令（昭和二十一年勅令第二十九号）

印刷局官制（昭和十八年勅令第八百九号）

財產稅委員会官制（昭和二十一年勅令第五百七十九号）

株式等評價委員会官制（昭和二十一年勅令第五百八十一号）

稅制調查会官制（昭和二十一年勅令第五百九十四号）

財政收支調整調査会官制（昭和二十一年勅令第五百九十六号）

金融制度調査会官制（昭和二十一年勅令第五百九十七号）

不動產評價委員会官制（昭和二十一年勅令第六百十一号）

戦時補償特別税審査委員会官制（昭和二十二年勅令第二十二号）  
2 第四十五條但書及び前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

第五十一條 政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第46号）の一部を次のよう改正する。

第四條第一項中「及び必要な部員」を「及び部員専任五人」に改める。

同條第二項中「次長は大蔵省給與局長」を削る。

同條第三項を次のよう改める。

3 内閣総理大臣は、第一項に定める部員の外、各省各廳において給與又は会計に関する事務を担当する職員のうちから、新給與実施本部の部員として勤務すべきことを命ずることができる。但し、

これらの職員で部員となつた者も、國家公務員法の適用を免除されるものではない。

大藏省設置法目次

- 第一章 準則（第一條—第四條）
- 第二章 本省（第五條—第二十五條）
- 第一節 財政部局（第五條—第十二條）
- 第二節 貨幣稅關署（第十三條—第十四條）
- 第三節 地方支分部局（第十五條—第二十五條）
- 第一款 財務司（第十六條—第二十一條）
- 第二款 稅課（第二十二條—第二十五條）
- 第三章 外局（第二十六條—第四十一條）
- 第一節 註券取引委員會（第二十七條—第二十八條）
- 第二節 造幣廠（第二十九條—第三十四條）
- 第三節 印刷廳（第三十五條—第四十一條）
- 第四章 職員（第四十二條—第四十三條）
- 第五章 公庫（四十四條）
- 附則（第四十五條—第四十六條）

## 大藏省設置法

### 第一章 緯則

#### (一) この法律の目的

第一條 この法律は、大藏省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及爲替業を簡率的・効率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基いて、大藏省を設置する。

二 大藏省の長は、大藏大臣とする。

#### (二) 任務

第三條 大藏省は、左に掲げる事項に関する國の行政事務及び事業を一體的に遂行する責任を負う行政機關とする。

#### 一 國の財務

#### 井戸

- 一 通貨
- 二 金融
- 三 企業経営
- 四 取引所
- 五 財政の監督
- 六 造幣事業
- 七 印刷事業

#### (一) 権限

第五條 大藏省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内に、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をなすこと。

二 収入金を徵收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、これを管理すること。
- 八 職員に貸與する宿舎を設置し、これを管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

- 十二 大蔵省の公印を制定すること。  
十一 國の財務を總轄し、予算、決算及び会計に關する制度を統一  
十 すること。  
九 算及び決算を作成すること。  
八 予備費を管理すること。  
七 各省各廳の支出負担行為又は支拂の計画を承認すること。  
六 各省各廳の小切手又は國庫金振替書につき認証を行うこと。  
五 各省各廳の予算の執行に關し、報告の徵取、実地稽査及び指  
四 示を行うこと。  
三 茂入の徵收及本收納に關する事務の一般監督すること。  
二 地方公共團體の財務を監督すること。  
一 内國稅、關稅及びとん稅を賦課徵收すること。  
三十 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の販賣價格  
二十九 上を決定すること。  
二十八 國稅行政に關し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取扱  
二十七 を行うこと。  
二十六 稅務代理士及び稅關貨物搬入の許可を與え、これを監督す  
二十五 ること。  
二十四 國有財產の總體に關し、報告の徵取、實地稽査及び指示を行ふこと。

二十  
一千九百一十九年 普通財産を管理区分すること。  
二十一  
一千九百一十九年 貨幣及び紙幣を発行し、日本銀行券の発行を監督すること。  
二十二  
一千九百一十九年 国庫金を出納し、管理及び運用すること。  
二十三  
一千九百一十九年 國債の発行、償還及び利済を行うこと。  
二十四  
一千九百一十九年 預金部資金を管理すること。  
二十五  
一千九百一十九年 外國爲替を管理すること。  
二十六  
一千九百一十九年 米国対日援助見返り資金を管理し、これで運用すること。  
二十七  
一千九百一十九年 証券業者及び証券業協会、一証券業協会連合会を含むものを登録し、これを監督すること。  
二十八  
一千九百一十九年 銀行業、信託業、保険業、無盡業その他金融業を営む者を登録し、これを監督すること。  
二十九  
一千九百一十九年 商品取引所を登録し、これを監督すること。  
三十  
一千九百一十九年 關空取引所を登録し、これを監督すること。  
三十一  
一千九百一十九年 金庫機器の融資及び金利を規制すること。  
三十二  
一千九百一十九年 公認会計士試験を行ひ、公認会計士を監督すること。  
三十三  
一千九百一十九年 株式又は社債の発行に關する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。  
三十四  
一千九百一十九年 酒類等の製造業又は販賣業を免許し、これらを當初ものと監督すること。

四十一、<sup>主</sup> 貨幣、章はい、記章、核印、合金及び金属工藝品を製造し、並びに旧貨幣を鑄つぶすこと。

四十二、<sup>主</sup> 貴金属の精錬、品位の証明及び鉱物の試験並びに貴金属の配給を行うこと。

四十三、<sup>主</sup> 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類を製造すること。

四十四、<sup>主</sup> 官報、法令全書その他の印刷物を編集し、製造し、又は発行すること。

四十五、<sup>主</sup> 印刷機の業務上必要な用紙を製造し、すき入紙の製造を取り締ること。

四十六、<sup>主</sup> 通貨等の製造工場を管理し、監督すること。

四十七、<sup>主</sup> 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、大蔵省に属せしめられた権限。

## 第二章 本省

### 第一節 内部部局

第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

(内部部局)

主計局

主税局

理財局

書記局

銀行局

2 大臣官房に調査部を置く。  
及税課

3 主税局に検察課を置く。

4 銀行局に検査部を置く。

(特別な職)

第六條 大臣官房に官房長を置く。官房長は、命を受けて大臣官房の

事務を統轄する。

2 大臣官房次官に本事務公社監理官を置く。日本事務公社監理官は、  
日本事務公社を監督する。

3 主計局に次長二人を置く。次長は、局長を助け、局務を整理する。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、大蔵省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

1 機密に觸すること。

2 大臣の官印及び省印を管守すること。

3 政員の昇階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

4 大蔵省の機構、定員及び運営に關し調査、企画及び立案すること。

5 所掌行政の考査を行うこと。

- 六 法令案その他公文書類の審査を行うこと。
- 七 所管行政の総合調査を行うこと。
- 八 発表その他の情報事務を統括すること。  
*編集及保存*
- 九 公文書類を接受、保管、発送すること。
- 十 *外事*の審査、調査が該部門の備信及び管理を行ふこと。
- 十一 *内政*の審査、調査が該部門の備信及び管理を行ふこと。
- 十二 *財政*の審査、調査が該部門の備信及び管理を行ふこと。
- 十三 *計画*を監査すること。  
*印紙類*を納り、係留する。
- 十四 *税金*の審査及び物品を管理すること。
- 十五 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これらを管理すること。
- 十六 惠賜制度を調査、企画及び立案し、日本専賣公社を監督する
- こと。
- 十七 前各号に掲げるものの外、大蔵省の任務を遂行するため必要な事務で他局及び他の機関の所掌に属さないものを行うこと。
- 二 調査部においては、前項第十号及第十一号の事務をつかさどる。  
(主計局の事務)
- 第八條 主計局においては、左の事務をつかさどる。  
*し、これを統一*
- 一 年度予算及び会計に関する制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 年度予算及び決算を作成すること。
- 三 予備費を管理すること。
- 四 *出資*の翌年度繰越使用を承認すること。
- 五 *会計年度開始前の資金の交付を承認すること。*
- 六 *支出し預金又は支拂の計画を承認すること。*
- 七 *小切手及び國庫金振替書を認証すること。*

九

賃買、貸借、請負その他の契約の指名競争及び隨意契約並びに前金納及び算拂を承認すること。

十

出納官吏及び出納員を監督すること。

十一

予算の執行に關し、報告の収取、実地監査及び指示を行うこと。

と。  
*(吉田義方)*

十二

歳入の徵收及び収納に関する事務の一般を管理すること。

十三

國の賞付金を管理すること。  
*(他の御用事等に属するものも除く。)*

十四

特開職である國家公務員等に関する給與制度を調査、企画及び立案すること。

十五

國家公務員等の旅費その他の実費弁償の制度を管理すること。

十六

國家公務員等の共済組合その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

十七 地方公共團體の歳出事務に關すること。  
（主税局の事務）

第九條 主税局においては、左の事務をつかさどる。

一 租稅制度を調査、企画及び立案すること。

内國稅を賦課徵收すること。

二 三 四 五 極類の生産及び販賣に関する事務を管理すること。

酒類の製造業者及び販賣業者を監督すること。

六 七 八 九 一〇 稽類その他の間接稅課物件の分析及び鑑定並びにじよう造の試験、講習及び指導を行うこと。

稅務代理士の許可を與え、これを監督すること。

土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の貲貸價格を調査決定すること。

八 印紙を發行し、その模造の取締を行うこと。

大蔵省所管の境外諸收入を管理すること。

十一 海稅行政に関し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

十二 保稅倉庫、保稅工場その他の保稅地域を管理すること。

ナ三 稽關貨物取扱入の許可を與え。それで監督するもの。  
ナ四 稽關統計を作製すること。

ナ五 稽務行政に從事する職員の取扱の権限の範囲の内止を國庫へ領収を行つこと。  
ナ六 地方税、地方配付税、その他の地方公共團體の歳入事業に関すること。

ナ七 稽察部においては、前項第一号の事務のうち、所持する印の認証標章の著しく高価な者、著しく増加した者等又ついての調査、検査、犯則の取締及び滞納處分に関する事務をつかむこと。  
ナ八 稽關部においては、前項第一号の事務のうち認証、検査、犯則等の事務をつかむこと。  
ナ九 稽關部に於ける事務のうち、税關吏の不當行為の取扱いのうち税關職員に與するものを持つこと。

#### ト理財局の事務

ナ十 理財局においては、左の事務をつかむこと。

ナ十一 財庫制度及び國債制度の監査、企画及び立案がること。

ナ十二 国庫金の出納、管理及び運用すること。

ナ十三 国の投資金及び他の所有又は保管する本債融券を監査すること。

ナ十四 球債の発行、償還及び利換を行ふこと。

ナ十五 日本銀行の国庫金及び國債取扱事務を監督するなど。

ナ十六 借の歳出予算に基く支出に關し、支拂計画を承認があること。

ナ十七 米穀對日援助見返零金を寄附し、運用があること。

ナ十八 終戦施設費、特殊財産処理費及び賠償施設處理費の監査を行つこと。

ナ十九 政府の契約の特別に關する法律へ昭和二十一年度第六号第一号

施行すること。

ナ二十 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律

ヘ昭和二十二年法律第二百六十一号一を施行すること。

ナ二十一 通貨制度を監査、企画及び立案すること。

ナ二十二 日本銀行券の製造及び發行計画を監査すること。

ナ二十三 通貨資金の配分計画に關すること。

ナ二十四 企業の経営を指導監督すること。

(理財局の事務)

- 第十條 理財局においては、左の事務をつかさどる。
- 一、國庫收支の調整、財政と金融との調整その他國內資金運用の総合調査及び國内金融と國際金融との調整を図ること。
- 二、國庫制度、國債制度及び通貨制度を調査、企画及び立案すること。
- 三、國庫金を出納、管理及び運用すること。
- 四、國庫の保管金及び國が保管する有價証券を管理すること。
- 五、國債の発行、償還及び利拂を行うこと。
- 六、日本銀行の國庫金及び國債取扱事務を監督すること。
- 七、地方債の発行、償還等を監督すること。
- 八、官幣及び紙幣の発行、回収及び取締を行うこと。
- 九、日本銀行券の製造及び発行計画を樹立すること。
- 十、米國対日援助見返資金を管理し、運用すること。
- 十一、對外決済及び通貨の換算率に關する事務を管理すること。
- 十二、外國為替資金及び在外財産を管理すること。
- 十三、クレジット、外貨債その他涉外負債に関する事務を管理すること。
- 十四、前三号に掲げるものの外、外國為替の管理その他國際金融の調整を行うこと。
- 十五、外國居住者（外國に本店を有する法人を含む。）の在内財産を管理すること。
- 十六、貴金属の買取及び賣渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。
- 十七、企業の経理の適正化を図ること。
- 十八、公認会計士試験を行い、公認会計士を監督すること。
- 十九、昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に関する件に基く会社の解散の制限等に関する勅令（昭和二十年勅令第六百五十七号）を施行すること。
- 二十、商品取引所を監督すること。
- 二十一、終戦処理費、特殊財産処理費及び賠償施設処理費の経理を行うこと。
- 二十二、政府の契約の特例に關する法律（昭和二十一年法律第六十号）を施行すること。
- 二十三、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律（昭和二十二年法律第七百七十一号）を施行すること。
- 二十四、賠償に關する財務を管理すること。

- 十六 公認会計士試験を行ひ。公認会計士を監督すること。
- 十七 昭和二十一年新令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件は禁く会社の解散、制限等に関する命令へ昭和二十年勅令第六百五十九号一を施行すること。
- 十八 商品取引所を監督すること。
- 十九 海島樂の地盤を定めこと。
- 二十 外國決済及び通貨の換算率に関する事務を管理すること。
- 二十一 外國為替業の管理その他國際金融の調整を行うこと。
- 二十二 在外財産にかかる在外財産へ涉外負債を含むことを管理すること。
- 二十三 外國為替業と開港場をふること。
- 二十四 外國居在者、外國に本店を有する法人を含む一の在内財産を監理すること。
- 二十五 財金庫の買取及び賣却並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。
- 二十六 第二條の業務、償還等を監督すること。
- (管財局の事務)
- 第二十一条 管財局に於いては、左の事務をつかさどる。
- 一 國有財産制度を調査・企画及び立案すること。
- 二 國有財産の管理及び処理すること。收支を調査を行うこと。
- 三 國有財産を整理すること。
- 四 普通財産を管理処分すること。
- 五 國の出港を行ひ。これを管轄すること。
- 六 物納(物主が相続税、納税方法があつた)した動産を管理処分すること。
- 七 賠償は同一の業務を管轄すること。
- 八 賠償指定二種のものの他の賠償指定物件を管理、保守及び撤去すること。

九、外國又は外國人（外國人が經營を支配する本邦法人を含む。）の在内財産を管理すること。

十九、特定財産を管理すること。

二十、閉鎖機器（昭和二十一年勅令第七十四号）及び閉鎖機器整理委員会令（昭和二十一年勅令第十五号）を施行すること。

二十一、國家公務員宿舍の設置、維持及び管理に因し綜合調査すること。

（銀行局の事務）

第十二条 銀行局においては、左の事務をつかさどる。

一、金融機構を調査、企画及び立案すること。

三、預金部預金を管理し、預金部資金を渾用及び経理すること。

三、日本銀行を監督すること。

四、復興金融金庫及び國民金融公庫を監督すること。

五、農林中央金庫及び商工組合中央金庫を監督すること。

六、銀行業、信託業、及び無壽業を免許し、これを當む者を監督すること。

七、生命保険業及び損害保険業を免許し、これを當む者を監督すること。

八、農業協同組合、漁業協同組合、商工協同組合、市街地信用組合その他の金融業務を當む者を監督すること。

九、日本銀行券の発行限度を決定し、その限外発行を許可すること。

十、金融機関の資金の運用を規制し、これを監督すること。

十一、金融機関の金科を調整すること。

十二、紙幣類似証券の取締を行うこと。

十三、社債等の登録を行うこと。

十四、國民貯蓄計画を樹立し、その実施を勧奨すること。

十五、鈔券金附証票の發賣を管理し、その取締を行うこと。

十六、國の業務及び財産の検査に因する事務をつかさどる。

2 檢査部においては、前項第三号から第八号までの事務のうち、金融機

## 第二節 附屬機關

### (税務講習所)

第十三條 第十四條に規定する附屬機関の外、本省に税務講習所を置く。

- 2 税務講習所は、大蔵省の職員に対して、税務行政に従事するため必要な職務上の訓練を行う機関とする。
- 3 税務講習所の内部組織は、大蔵省令で定める。

### (その他の附屬機関)

第十四條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
關稅訴願審査会	關稅に関する訴願を審査すること。

預金部資金渾用審議会	大蔵大臣の諮問に應じて、預金部資金の渾用に關する事項を調査審議すること。
外國爲替管理審議会	主務大臣の諮問に應じて、外國爲替の管理に關する重要事項を調査審議すること。
政府貸付金処理審議会	所管大臣及び大蔵大臣の諮問に應じて、政府貸付金の條件及び延滞せる元利金の支拂方法の変更について調査審議すること。
關稅率審議会	大蔵大臣の諮問に應じて、關稅率に關する事項を調査審議すること。
金審議会	主務大臣の諮問に應じて、金及び産金業に關する重要事項を調査審議すること。

### 特別融資損失審査会

日本銀行特別融通及び損失補償法（昭和二年法律第五十五号）。不動産融資及び損失補償法（昭和七年法律第二十四号）又は戦時金融金庫法（昭和十七年法律第三十二号）に基き、それぞれ日本銀行、日本勵業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行又は戦時金融金庫が受けた損失及びその額を決定すること。大蔵大臣の諸問に應じて、貯蓄銀行が運用することのできる國債又は地方債以外の有價証券の種類及び担保附帯債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基き社債に附することのできる物上担保のうち、株式質に關する事項を調査審議すること。

### 投資及び担保証券審査会

税務代理士はん衝審議会  
産業設備營團損失審査会  
國民更生金庫損失審査会  
中央酒類審議会  
戰時喪失國債証券審査会

大蔵大臣の詮問に應じて、税務代理士の許可を得し調査審議すること。  
大蔵大臣の監督に屬し、産業設備營團の受けた損失及びその額を審議決定すること。  
大蔵大臣の監督に屬し、國民更生金庫の受けた損失及びその額を審議決定すること。  
大蔵大臣の詮問に應じて、酒類の生産、配給及び價格に關する重要事項並びに酒類の級別を調査審議すること。  
大蔵大臣の詮問に應じて、戰時喪失無記名國債証券臨時措置法（昭和十九年法律第十七号）及び昭和時齊金調整法（昭和十二年法律第八十六号）による証券の喪失の査定を行ふ。これらの法律の施行に關する重要な

復興金融審議会

事項を調査審議すること。

金利調整審議会

復興金融庫の整資に関する事務を行い、同金庫の運営に關する重要事項を調査審議すること。

社寺境内地処分中央審査会

日本銀行總裁の諮問に應じて、金利の最高限度の決定及びその変更又は廃止に關し調査審議すること。

國有財産調整審議会

大藏大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲與又は賣拂及びこれらに關する訴願に關し調査審議すること。

中央特定契約審議会

大藏大臣の諮問に應じて、各省各廳の管理する國有財産の用途の変更、用途の廢止、所管換その他必要を措置及び大藏大臣が各省各廳の長から協議を受けた國有財産の管理に關する重要な事項について調査審議すること。

公認会計士審査会(仮称)

大藏大臣の諮問に應じて、政府の契約の特例に關する法律(昭和二十一年法律第六十号)による指定金額の改定の申請に關し調査審議すること。

大藏大臣の監督に屬し、公認会計士試験を行ふこと。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律へ法律に基く命令を含む。に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

### 第三節 地方支分部局

(地方支分部局)  
第十五條 本省は、左の地方支分部局を置く。

財務局

税課

#### 第一款 財務局

##### (所掌事務)

- 十六條 財務局は、本省及び證券取引委員会の所掌事務を分掌する。但し、左に掲げるものの外税關の所掌するものを除く。
  - 輸入税の免除を受けた輸入原料品の使用の取締を行うこと。
  - 前号の輸入原料品を原料とする製品の取締を行うこと。
  - 輸出品の製造に使用された輸入原料品についての輸入税の免除又は拂戻に關する聲明を行うこと。

(名称、位置及び管轄区域)

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京財務局	東京都	東京都
東信越財務局	東京都	神奈川縣 千葉縣 山梨縣
大阪財務局	大阪府	堺玉縣 茨城縣 栃木縣 群馬縣 長野縣 新潟縣
札幌財務局	札幌市	北海道 大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 懿智縣
仙台財務局	仙台市	宮城縣 岩手縣 埼玉縣 三重縣 岐阜縣 青森縣
名古屋財務局	名古屋市	愛知縣 群井縣 山口縣 熊谷縣 高知縣
金沢財務局	金沢市	石川縣 富山縣 石川縣 長崎縣
廣島財務局	廣島市	福井縣 福井縣 香川縣 香川縣
高松財務局	高松市	高知縣 高知縣
岡財務局	岡山市	岡山縣 岡山縣
熊本財務局	熊本市	鹿兒島縣 宮崎縣

(内部部局)

第十八條 財務局に、左の六部を置く。

總務部  
直税部  
間税部  
理財部  
管財部  
經理部

~~監査部~~

- 2 前項に定めるものの外、財務局の内部部局の組織の細目は、六部省令で定める。
- (附屬機関)
- 第十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局の附屬機関として、  
れるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りと  
する。

種類	目的
地方酒類審議会	財務局長の諮問に應じて、酒類の生産及び配給に関する重要事項並びに酒類の過剰を調査審議すること。
不動産評価審議会	財務局長の諮問に應じて、財産税の課税に関する不動産の評価について調査審議すること。
財産審査会	財務局長の諮問に應じて、財産税の課税に関する審査について調査審議すること。
社寺境内地処分地方審査会	大蔵大臣の諮問に應じて、社寺等の無償で賃し付けるある國有財産の譲與及び賃貸及びこれらに付する訴願に關し調査審議すること。
地方特定契約審査会	財務局長の諮問に應じて、政府の契約の解釈並に審査する法律による指定金額の決定の申請に關し調査審議すること。

（前二項の附屬機関の組織の細目は、他の法（一審裁判所の民事事件の審理の場合は、他の法）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。）

(税務署)

第二十條 本省の所掌事務のうち第九條第二号から第八号までに掲げる事務で、財務局の分掌する事務の一部を分掌させるため税務署を置く。

税務署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は大蔵省令で定める。

(税務署の附属機関)

第二十一條 左の表の上欄に掲げる機関は税務署の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
財産調査会	税務署長の諮問に應じて、財産税の課税價格の更正決定に關し調査審議すること。
増加所取税調査会	税務署長の諮問に應じて、増加所得税の所得金額に關し調査審議すること。

(財務局支局及び出張所)

第二十二條 本省の所掌事務のうち財務局の分掌する事務の一部(税務署及び財務局管財支所の分掌するものを除く)を分掌させるため、所要の地に財務局支局を置く。

財務局支局の事務の一部を分掌せらるため出張所を置く。

財務局支局、出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は大蔵省令で定める。

(財務局管財支所)

第二十三條 本省の所掌事務のうち第十一條第七号に掲げる事務で、財務局の分掌する事務の一部を分掌させるため、財務局管財支所を置く。

財務局管財支所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は大蔵省令で定める。

合議院外。數倉で定める。

(支局、税務署、管財支所及び出張所)

第二十條 大藏大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務局の支局、税務署、管財支所及び出張所を設置することができる。その名稱、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内審組織は、大藏省で定める。

(税務署の附屬機關)

第二十一條 左の表の上欄に掲げる機関は税務署の附屬機關として置かれるものとし、その設立の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	的
財産調査会	税	税務署長の諮詢に應じて、財産税の課稅價格の更正決定に關し調査審議すること。 税務署長の諮詢に應じて、増加所得税の所得金額に關し調査審議すること。

## 第二款 稅關

(所掌事務)

第二十二条 稅關は、本省の所掌事務のうち、第十九條第十号から第五十五号までに掲げる事務及び左の事務をつかさどる。

三九 檢出品取締法(昭和二十三年法律第百五十三号)による輸出貨物の取締を行ふこと。  
四〇 外貿爲替の取締及び金・銀又は白金の地金及合金の輸出入の取締を行ふこと。

五一 貨物の收容並びに收容貨物の管理及び処分を行うこと。

五四 輸出貨物に対し内庫税を賦課徴収すること。

(名義。税關及び管轄区域)

第二十條 税關の名称。税關及び管轄区域は、次の通りとする。

名 称	地 域	管 轄	管 轄	管 轄
横濱税關	横濱市	新潟縣	福島縣	宮城縣
神戶税關	神戶市	兵庫縣	鳥取縣	山形縣
大阪税關	大阪市	奈良縣	島根縣	茨城縣
名古屋税關	名古屋市	愛知縣	三重縣	福島縣
門司税關	門司市	福岡縣	大分縣	宮崎縣
函館税關	函館市	北海道	秋田縣	鹿兒島縣

(内部部局)

第二十條 税關は、税關長官署及び次の三部を置く。

監視部

業務部

稽査部

② 前項に定めるものの外、税關の内部部局の組織の細目は、大藏省令で定める。

(支署。出張所及び審議署)

第二十一条 大藏大臣は、税關の所轄事務の一部を分掌させるため、所要の助佐、税關の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び審議署を設置するを准ずる。その名前、位置、管轄区域所掌事務の範囲及び内在組織は、大臣命令で定める。

### 第三章 外局

#### (設置)

第二十一条 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて大藏省に置かれる外局は、左の通りとする。

#### 証券取引委員会

#### 造幣廳

#### 印刷廳

#### 第一節 証券取引委員会

#### (組織及び所掌事務)

第二十一条 証券取引委員会の組織及び所掌事務は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の定めるところによる。

#### (特別な職)

第二十二条 証券取引委員会の事務局に次長を置く。次長は、局長を助け、局務を整理する。

#### 第二節 造幣廳

#### (在席及び長)

第二十三条 造幣廳は、造幣事務等をを行うことを主たる任務とする。大藏省に置かれる。

2 造幣廳の長は、造幣廳長官とする。

#### (内部部局)

第二十四条 造幣廳に、左の二部を置く。

#### 總務部

#### 作業部

#### (總務部の事務)

第二十五条 總務部においては、造幣廳の所管行政に関する事務をつかさどる。

一 機密に関する事務。

二 長官の官印及び廳印を管守すること。

三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。

- 四 調査を行ひ、結果を作製し、資料を收集し、これらに關する印刷物や金子又は利害あることを。
- 五 公文書等を収集、整理、編集及び保存すること。
- 六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行ひ、会計監査、監査報告書を作成すること。
- 七 行政財務課長は各課を監視すること。
- 八 作業部の施設、設備その他の福利厚生に關する施設を掌し、これを監督すること。
- 九 金庫金及び貴金属を管理保管すること。
- 十 金庫金及び貴金属の調査を行うこと。
- 十一 金庫金及び貴金属の監査を行うこと。
- 十二 顧客等に接するものの外、貯蔵庫の任務を遂行するため必
- 要な事務で、顧客の所掌に屬しないものを行うこと。
- （作業部の事務）
- 第三十九條 作業部においては、左の事務を行ふこと。
- 一 貨幣を鑄造し、旧貨幣等を鋳つぶすこと。
  - 二 貨幣、記章、種印、合金及び金属工藝品を製造すること。
  - 三 金銀などの他の重要金屬地金及びその陶たかすを精製すること。
  - 四 貨幣金庫基金及び試物を分析及び試験すること。
  - 五 貨幣。地金その他の物品の試金を行うこと。
  - 六 貨幣。地金その他の物品の品位を証明すること。
  - 七 研究所及び病院。
- 第三十條 造幣局は、その所掌する作業の研究を行わせるため、研究所を、造幣局内職員の診療を行わせるため、病院を置く。
- 2 研究所及び病院の内部組織は、大藏省令で定める。
- （支局及び出張所）
- 第三十一條 大藏大臣は、造幣局の所掌事務の一部を分掌させるため、貢税支局、佐伯郡五日市町及び熊本市に出張所を置く。
- （支局及び出張所）

その名称。監督管轄区域及び内部組織は、大蔵省令で定める。

(任物取扱三節 印刷局)

第十五條 印刷局の長は、印刷局長官とする。

第二部 内部部局一 印刷局

第十六條 印刷局の長官は、官房及び左の二部を置く。

業務部

(施設)

製造部

(長官官房の事務)

(第十九條 印刷局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一項から第十二号まで及ぶ第十四号(から第十六号まで)に掲げる権限

を行使する。

- 第一 機密に属すること。
- 第二 隆長の職階、任種、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に属すること。
- 第三 長官の官印及び印を遵守すること。

四 調査を行い、統計を作成し、資料を收集し、これらに關する印刷物を頒布又は刊行すること。

五 公文書類を接受、強制、編集及び保存すること。

六 会計を監査すること。

七 職員の衛生、医療その他の福利、生に関する施設をなし、これを管理すること。

(業務部の事務)

八 所管行政の総合調整を行うこと。

九 前各号に掲げるものの外、印刷局の任務を遂行するため必要な事務で殷勤の所掌に屬さないものを行うこと。

(業務部の事務)

第十七條 印刷局の長官は、左の事務をつかさどる。

一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券類及び印刷物並びに印刷局の業務上必要な用紙類の製造計画を樹立すること。

種類	目的
研究 所	官報、法令全書その他の刊行物を編集・製造及び発行すること。
工 場	通貨等の製造工場を管理及び監督すること。
教 習 所	すき入紙の製造の取締りこと。
病 院	印刷廠の業務上必要な物資を調達すること。
	経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行うこと。
	國有財産及び物品を管理すること。
	(八) 製造部の事務
	主に(十九)各製造部においては、左の事務をつかさどる。
	一 日本銀行券・紙幣・邊境・印紙・郵便切手・郵便はがきその他 の証券類及び印刷物並びに印刷廠の業務上必要な用紙類を製造す ること。
	二 関係印刷工場及び新紙類製造工場に対する技術及び作業を指導 監督すること。
	三 機械その他の設備を管理すること。
	(九) 研究所、工場、教習所及び病院
	第四十條 印刷廠に、左の上欄に掲げる研究所及びその他の機關を置 く。その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。
	(一) 研究所、工場、教習所及び病院
	印刷及び製紙に関する研究を行うこと。
	印刷及び製紙を行うこと。
	印刷及び製紙に從事する職員に対して、業務上必要な教育を行うこと。
	印刷廠部内職員の診療を行うこと。

2. 前項に掲げる研究所及びその他の機關の内部組織は、大蔵省令

で定める。

(出張所)

第四十<sup>九</sup><sub>七</sub>條

大蔵大臣は、印刷廳の所掌事務の一部を分掌せらるため、

岡山市、松山市、高知市及び徳島縣三好郡池田町に會、印刷廳の出張所を置く。

その内部組織は、大蔵省令で定める。

第四章 職員

(職員)

第四十<sup>九</sup><sub>八</sub>條 大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定めるところによる。

(定員)

第四十<sup>九</sup><sub>九</sub>條 大蔵省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公園

(酒類配給公園)

第四十<sup>九</sup><sub>一</sub>條 大蔵省所轄の公園は、酒類配給公園とする。

2 酒類配給公園に關しては、酒類配給公園法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定めるところによる。

白七十二号の定めるところによる。

附則

第四十<sup>九</sup><sub>二</sub>條 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第四十六條中高等財務講習所官制の廢止に關する部分は、同年七月二十日から施行する。

第四十<sup>九</sup><sub>三</sub>條 左の勅令及び命令は、廢止する。但し、法律へ法律に基く命令を含む。に別段の定のある場合を除く外、從前の機關及び職員は、この法律に基く相当の機關及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

大蔵省官制（昭和十七年勅令第七百四十三号）

経済の再建整備に關する法律の施行に關する大蔵大臣主管事務の所掌部局等に關する勅令（昭和二十一年勅令第五百四十四号）、大蔵省給與局臨時設置制（昭和二十一年勅令第三百四十号）、大蔵省賃庫局臨時設置制（昭和二十一年勅令第二百九十二号）

高等財務調査所官制（昭和二十二年政令第六十九号）

稅務稽査所官制（昭和十六年勅令第五百二十七号）

財務局官制（昭和六年勅令第三百六十九号）

稅務官制（昭和三十一年勅令第三百四十九号）

稅務署官制（昭和三十年勅令第二百四十二号）

證券取引業者会事務局令（昭和二十三年政令第三百四号）

會計士實業委員會事務局令（昭和二十三年政令第三百六十一号）

專賣局官制（大正十年勅令第三百三号）

造幣局官制（明治三十三年勅令第四十号）

造幣局における金屬工藝品の製造に関する勅令（昭和二十一年勅

令第二十九号）

印刷局官制（昭和八年勅令第三百九号）

財務税務委員會官制（昭和二十一年勅令第三百七十九号）

株式等監督委員會官制（昭和二十一年勅令第三百八十一号）

稅務調查會官制（昭和二十一年勅令第三百九十四号）

財政收支調整調查會官制（昭和二十一年勅令第三百九十六号）

金融制度審査會官制（昭和二十一年勅令第三百九十七号）

不動產評價委員會官制（昭和二十一年勅令第三百九十八号）

戰時補償特別稅率委員會官制（昭和二十一年勅令第三百九十九号）

第44回 五條但書及び前項但書の規定は、職員の定員を斟酌する法律の適用に影響を及ぼさうのではある。

管理局の事務の一一部を賠償特殊財産課に移す案について

(二四) 附一三一

一 管理局外國財産第一課、第二課及び管理課において所掌する事務は、その性質上、わが國内における企業の再構整備、爲替管理、証券行政と極めて密接な関連を有するものであつて、これらの行政事務は、これを同一所管大臣の下に一括として行う必要があるのみならず、これらの事務の運営上においても財務局税務署等大蔵省の下部機構を使用せざれば、その円滑なる任務の遂行を得られるものではない。したがつてこれらの事務を大蔵省から他の行政機関へ移することは、不適当と考る。

なお、他の行政機關へ移すとの理由があるいは、連合國最高司令官部民間資産管理局の事務に相当する日本政府側の事務を総合統一する部局を設置しようといふような考え方に基くものとすれば同局の所掌する事務内容からいってその部課間に何とか相互に連絡がないから無意味であると考える。

(1) 外國財産第一課

(1) 外國財産第一課においては、戦時中の特殊財産「掠奪物件」を除ぐ主の連合國財産の返還に関する事務を行つてゐる。

(1) 石油施設、グラディングサンタンクなど両石油会社關係

(2) その他の動産、不動産關係

(3) 開戦時の税關滞貨

(4) 株式

(5) 外貨債

これらの事務は、戦時中の敵産管理法により処理された財産の後仕末であるから大蔵省で行うのが適当である。

今後の問題の中心は(問)(4)及び(5)であるが、開戦時の税關混管の返還は、税關との關係において處理すべき点が極めて多く、株式の問題は企業の再建整備と爲替の問題でありまた(5)の外貨債の処理も債券一般の問題と國連して大蔵省が当然所管すべき事項である。

(問) 連合國財産の返還の中心問題は、今後は財產返還 자체から漸次利害關係者へ(日本側)に対する補償の問題に移行しつつあるが、補償問題は純粹の國內問題であり、予算にその重點がある。

(備考)

尙、昭和二十三年二月外務省に特殊財産局が設置せられ、連合國財産の返還に關與することが官制上定められたが、右の事務の範囲は、從來内務省が所管していた掠奪物件の調査返還事務が、移管されたものに限られ、在日連合國財産の返還は敵産管理事務の継続として大蔵省のみによつて処理されて來た。このことは、特殊財産局の設置に當つての大蔵省管理局長と外務省特殊財産局

長との別紙了解事項に明かである。

(二)

(1) 外國財產第二課

外國財產第二課においては次の通りである。

(1) 特定人(戰犯容疑者)財產の管理、調査、統計

(2) 特定國ヘ(ドイツ、イタリー、ハンガリー、ブルガリア、タイ、

フインランド、ルーマニア)人財產の管理、処分、調査、統計

及び移動。

右(1)については特定人の財產は全部差押をすることになつており、差押手続は國稅徵收法に基き、稅務署をして爲さしめて居る。

(2)については

(ア) 不動産、不動産等については、その管理の必要上、差押を前提としており。これが爲には右(1)と同様國稅徵收法に基

言稅務署をして爲さしめており、

(問) 税式及び其の他搜查については、爲替及び外債導入或は

(二) 結論

企業再建整備と密接な関係がある。

以上の観点からして、これらの事務は絶対に、大蔵省において担当すべきものである。

(三)

管理課

管理課関係の事務の内問題となるものは次の通りである。

- (1) 在外財産の調査及びその処理  
(2) 涉外負債の調査及びその処理  
(3) 在外会社の在内資産の処理

(1) の在外財産の調査及びその処理は、外地において発行された通貨の問題、金融協定は基く債務の問題等との関連において不可分の関係にあり、而もこれら負債はその事柄の性質上大蔵省において処理すべき事項である。

尚在外財産調査は既に完了しておりますこれに対する国内補償の問題

も当然大蔵省において所管すべきものである。

(3) の在外会社の在内資産の処理の問題は純然たる國內問題で事務の性質から云えば、企業整備と同性質のものである。

以上の事務内容から云つて大蔵省に帰属せしめねばならぬ事務であ

## 府政本日

管理課の書体の一端を試す等の事務に付いて

(二四四一三)

一 財政課外國財務課第一課、第二課及び管轄課において所掌する事務は、その性質上、わが國內における企業の再建築債、爲替管理、審査行政と密接である事を開拓を負うるものであつて、これらの行政事務は、これを同一所管大臣の下に一體として行う必要があるのみならず、これらのがたの運営上においても財務局税務署等大藏省の下院議院が使用せざれば、その出資する任務の実行に附し得られるものでは無い。したがつてこれらの事務を大藏省から他の行政機關へ移すことは、不適当と考える。なお、他の行政機關へ移すことの理由は、ある者は、議會監視委員会司令部民間資產管理局の債務に相当する日本政府債の当該を統合統一する事務を設置しようといふようを考究方に甚く多くある。すなはち所掌する債務内容からいつてその範囲内に於けると、何よりの通算が無いから無意味であると考える。

大藏省

府政本日

二

おお、荷物の各項の具体的な内容からみて左の頃の理由により大  
概當て存続することを必要とする。

原本不明瞭

裏面白紙

省 藏 大

# 府政本日

(一)

外債財務第一課

(4) 外債財務第一課においては、戦時中の特殊財産へ核算物件一覧

除く左の連合財團の返還に關する事務を行つてゐる。

(1) 石油施設ヘラメジングサン及スタンダード石油会社關係一大

その他の外債・不動產關係

戦時外債關係

株式

外貨債

これらのが外債は、戦時中の資本運営により処理され財務の後省

仕入であるから大體皆で行うのが適当である。

今後の問題の中心は(5)是(5)であるが、戦時外債の核算等の處理は、税關との關係において處理すべき原が極めて多く、株式の開

通は企業の出資者と業界の組織でありました(5)の外債債の處理を傍

等一般の問題と照應して大體皆が当然所持すべき事項である。

省 藏 大

# 日本政府

裏面白紙

(四) 混合財産の返還の中心問題は、今後は財産返還自体から漸次利害關係者（日本側）に対する補償の問題に移行しつつあるが、

補償問題は純粋の国内問題であり、予算にその重点がある。

（備考）

前、昭和二十三年二月財務省に特殊財產局設置せられ、混合財產の返還を調理することが官制上定められたが、石川兼務の監督付、從來内務省が所管していた被征物件の調查返還業務が、移管されたものと想られる。専門連合財產の返還は財政管理監督の監督として大蔵省の名によつて実施されて来た。このことと、特殊財產局の設置に当つては大蔵省官吏局長と外務省特殊財產局長との連絡手帳類を明かである。

大蔵省

- (1) 外國財產第二號にかゝりては次の通りである。
- (2) 寄託人（即ち家經者）財産の清査・監査・統計。

四

外國財產第二號

# 府政本日

裏面白紙

(2)

ホンガード、イタリア、ハンガリー、ブルガリア、タイ、  
フィンランド、ルーマニア一人財産の管理、処分、調査、統計  
事務

(3) については無効人の財産は令語護理をすることになつてお  
り、各項手続は歴史法に於き、廢除をして爲さして居る。大  
(2) について

(1) 地產、不動産等については、その管理の必要上、善相を  
明提としており、これが爲つけ石(3)と同様歴史法に於  
て廢除をして爲さしており、  
企業、建物等と關係がある。

省

(4) 以上の方点からして、これらは經濟的報酬た、大藏省において相  
当すべきものである。

特種課

# 府政本日

裏面白紙

特許課開設の業務の内閣課となるものは次の通りである。

(1) 在外財務の賃客及その処理

(2) 在外官僚の賃金及その処理

(3) 在外会計の在内資産の処理

(1) の在外財務の賃客及びその処理は、外地において発行された通貨の清帳、支拂帳等に依く所掌の開帳等との関連において不可分の關係にあり、然もこれら負担すべき事柄の性質上大藏省において処理すべき事項である。

(2) の在内会計本件は既に定めておりこれに対する國內補償の問題省

も専門大臣省において所掌すべきものである。

(3) の在内外の在内資産の處理の問題は純然たる國内開帳の業務

の性質から云えど、企劃、整備と同性質のものである。

以上の事務内容からみて大藏省に帰属せしめねばならぬ業務であ

## 府政本日

## 賠償廳臨時設置法（案）

第一條 臨時に、内閣總理大臣の管理の下に、賠償廳を設置し、左に掲げる事項を掌らしめる。

一 連合國最高司令部民間財產管理局の所管財產事務に關し、連合國憲憲との一元的連絡に関する事項

二 賠償実施の基本的事項の企画立案に関する事項

三 賠償実施に関する作業責任官廳の事務の総合調整、推進及び賠償施設処理費の使途の必要な場合における監査に関する事項

四 賠償物件の引渡しに関する事項

五 賠償に関する調査に関する事項

六 賠償施設を除く連合國最高司令部民間財產管理局の所管する財產（以下これを特殊財產と称す）に関する指令実施のための企画立案に関する事項

七 特殊財產に関する関係官公廳の事務の総合調整並びに推進に

# 日本政府

## 関する事項

八 他官廳の所管に属しない特殊財産の調査、保管、輸送、返還及び処分等に関する事項

第二條 賠償廳に長官官房及び左の二部を置く。

## 賠償部

## 特殊財產部

第三條 長官官房においては、人事、文書、会計及び庶務に関する事務を掌る。

第四條 賠償部においては、第一條第一項より第五項までの事務を掌る。

第五條 特殊財產部においては、第一條第六項及び第七項より第八項までの事務を掌る。

第六條 賠償廳に長官を置く。

長官は國務大臣をもつてこれに充てる。

大蔵省

# 府政本日

裏面白紙

長官は、廳務を統理し、所部の職員及び賠償廳の事務に關して  
外務省連絡地方事務局の長を指揮監督する。

第七條 賠償廳におかれらる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理  
に關する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

第八條 賠償廳におかれらる職員の定員は、別に法律で定める。

附 則

この法律は昭和二十四年六月一日からこれを施行する。

省 藏 大

# 府政國本

裏面白紙

## 連合軍最高司令部民間財産管理局 關係事務處理に關する了解事項

連合軍最高司令部民間財產管理局關係の事務に關する外務省特殊財產局と大藏省管理局との關係は從前の終戰連絡中央事務局と大藏省管理局との關係に準じ同司令部民間財產管理局の要求を充足する爲今後一層緊密に協力する。

兩者の官能に付爲念左の通り了解する

一、外務省官制第八條の「返還すべき物件」とは元内務省調査第二課の所管の財產を意味する。

二、大藏省管理局臨時設置制第一号の外國人の財產に關する事務中在日外交官（枢軸國を含む）の在日財產の調査事務は外務省の所管とする。

又同号の事務にして大東亜省の所管に屬せる事務の調査事務は外務省の所管とする。

省 藏 大

# 府政國本日

裏面白紙

三、外國人財產の調査事務にして各省にまたかる事務は外務省においてこれを取りまとめる。

四、連合國人財產の返還に関する事務にして地方軍政部に対する連絡事務は外務省において協力する。

五、重要なる政策に關係ある事務は両者において緊密に協議する。

昭和二十三年二月一日

外務省 特殊財産局長  
大藏省 管理局長

省 藏 大

府政日本

(参考)

大蔵省管理局臨時設置制(昭和二十二年勅令第二九二号)抜萃

臨時に大蔵省に管理局を置き、左の事務を掌らせる。

一 外國又は外國人へ外國人が經營を支配する本邦法人を含む。この財産で本邦に在るものに關する事項

外務省官制抜萃

第八條 特殊財產局ニ於テハ聯合國最高司令官ノ要求ニ基キ返還スベヤ物件ノ調査、保管及処分其ノ他特殊財產ニ關スル事務ヲ掌ル

大蔵省

主の財政統括、立場から見てどうあるべきか

大藏省設置法案に対する修正意見

(昭二年四一五  
地方財政委員会  
総理府管財團議會)

一、第四條第十九号を次のように改めること。(一般的極限)

十九、國の財政及び税制に影響を及ぼす地方公共團体の財政制度及び税制の企画、立案及び運営に關し、國の財政運営の適正化を期する立場から必要な意見を内閣及び関係行政機關に申し出ること。

二、第八條第十七号を次のように改めること。(主計局關係)

十七、國の歳出に影響を及ぼす地方公共團体の予算その他歳出制度の企画、立案及び運営に關し、國の財政運営の適正化を期する立場から必要な意見を内閣及び関係行政機關に申し出ること。

三、第九條第一項第十六号を次のように改めること。(主税局關係)

十六、地方税の設定及び変更について、内閣總理大臣に対し、地方税審議会の審査を請求すること。

四、第十條第七号を次のように改めること。

七、地方債に關し、内閣總理大臣の協議に応ずること。

種類

大藏省設置次第

第一章 税則(第一條—第三條)

第二章 本

第三章 内部部局(第五條—第十二條)

第四章 外部機関(第十三條—第十四條)

第五章 地方支分部局(第十五條—第二十五條)

第六章 財務局(第十六條—第二十二條)

第七章 調査局(第十二條—第二十條)

第八章 外局(第二十八條—第四十一條)

第九章 証券取引委員会(第二十八條—第二十九條)

第十章 造幣廠(第三十條—第三十六條)

第十一章 印刷局(第三十七條—第四十四條)

第十二章 資本(第四五五條—第四十大條)

第五章 公司(第四十六條)

4115 陶浪律出令

## 大蔵省設置法

### 第一章 訓則

この法律の目的

第一條 この法律は、大蔵省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めると共に、その所掌する行政事務の二葉と能率的に運行するに足る組織を定めることを目的とする。

### 第二章 設置

第二條 国家行政を統括する本部ニテ三省ニテ、其の三省ニ向の運営に基いて、大蔵省を設置する。

第三條 大蔵省は、左に掲げる事項に関する國の行政事務及び事務を一體的に運行す

る責任を負う行政機關とする。

### 第三章 人事

#### 一 國の財産

- 二 國債
- 三 金庫
- 四 紙幣取引
- 五 通貨準備
- 六 印刷事務

### 第四章 附則

第五條 本省は、この法律に規定する事務を運行するに付し、並に掲げる権限を有する所とし、その権限の行使は、法律の法律にて悉く命令を令す。併せて、本省に付けられねり在り。

- 一 予算の範囲内で、財政事務の運行に必要な支拂を出すこと。
- 二 入金を徴収し、所掌事務の運行に必要な支拂をすること。
- 三 財政事務の運行に直ちに必要な事務所長の施設を設置し、これを管理すること。
- 四 財政事務の運行に直接必要な業務費、専用料、研究用資材等を調達する。

第六条

- 五 不用財産を公庫に付し  
六 賦税の支拂ひ、賦税の支拂ひを監督すること  
七 賦税の輸送へ付し、輸送の監督すること  
八 賦税に付したる金の監査すること  
九 賦税監査の結果を公庫へ送り、その結果を施行すること  
十 賦税監査の結果を公庫へ送り、その結果を施行すること  
十一 賦税監査の結果を公庫へ送り、その結果を施行すること  
十二 賦税監査の結果を公庫へ送り、その結果を施行すること  
十三 賦税監査の結果を公庫へ送り、その結果を施行すること  
十四 賦税監査の結果を公庫へ送り、その結果を施行すること  
十五 賦税監査の結果を公庫へ送り、その結果を施行すること  
十六 國の予算及び決算を監査すること  
十七 國の予算費を管理すること  
十八 各省各序の支拂賃借金の計画と承認すること  
十九 各省各序の小切手又は國庫金帳等につけ記録を行ふこと  
二十 國の予算及び決算を監査すること  
二十一 國庫行駕に附し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の面積を監査すること  
二十二 地方公共團体の財務を監督すること  
二十三 土地の権利及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸借を決定すること  
二十四 賦税監査に附し、賦税監査の執行に關し、報告の徵取、実地監査及び指揮を行つること  
二十五 公庫の預金の取扱、被持及び管理に關する場合調整を行うこと  
二十六 公庫の預金を管理し、預金部資金を運用及び経理すること  
二十七 公庫の預金を管理し、預金部資金を運用及び経理すること

五、外國為替を清算すること、又し、貨物の輸出、輸入の私物の輸入、輸出の取扱いに因應する行の本、及し至る事務並びに外國為替を手り得る事で行つ貨物の輸入、輸入の取扱いである。

六、銀行券、信託券、保險券、紙幣等の金融券を発行と充當し、川を出等する事。

七、金融機関の融資及び金利を算定すること、

八、証券取引所を登録し、川と監督すること。

九、証券業者及び證券業者とも監督し、川と監督すること。

十、株式又は社債の発行に関する過度費用又は報酬書を審査し、川と監査すること。

十一、会計今計士、監査並びに公証会計士へ会計士補を令すの役目を負す。

十二、商標の製造業者は製造業者と免許し、川と監督すること。

十三、官印、章等の記載、種印、合金及び金属工芸品を製造し、川と監督すること。

十四、黄金匁の割裂、而給及し品位の説明並に餘物の販賣を行ふこと。

十五、日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便料金の發行等の事。

十六、官銀、公令金等その他の印刷物を編集、製造及び發行すること。

十七、印刷の業務上必要する用紙を製造し、すき入紙の製造の取扱と行ふこと。

十八、通貨の製造工場を管理及び監督すること。

十九、前各項に掲げるものの外、法律へ法律に基く命令をもして行ふ事、又若しくはせしめられた権限。

### 第三章 内部部局

#### 一 内部部局

第五條 水道に、大臣官房及び次の五局正置く。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)
- (10)
- (11)
- (12)
- (13)
- (14)
- (15)
- (16)
- (17)
- (18)
- (19)
- (20)
- (21)
- (22)
- (23)
- (24)
- (25)
- (26)
- (27)
- (28)
- (29)
- (30)
- (31)
- (32)
- (33)
- (34)
- (35)
- (36)
- (37)
- (38)
- (39)
- (40)
- (41)
- (42)
- (43)
- (44)
- (45)
- (46)
- (47)
- (48)
- (49)
- (50)
- (51)
- (52)
- (53)
- (54)
- (55)
- (56)
- (57)
- (58)
- (59)
- (60)
- (61)
- (62)
- (63)
- (64)
- (65)
- (66)
- (67)
- (68)
- (69)
- (70)
- (71)
- (72)
- (73)
- (74)
- (75)
- (76)
- (77)
- (78)
- (79)
- (80)
- (81)
- (82)
- (83)
- (84)
- (85)
- (86)
- (87)
- (88)
- (89)
- (90)
- (91)
- (92)
- (93)
- (94)
- (95)
- (96)
- (97)
- (98)
- (99)
- (100)
- (101)
- (102)
- (103)
- (104)
- (105)
- (106)
- (107)
- (108)
- (109)
- (110)
- (111)
- (112)
- (113)
- (114)
- (115)
- (116)
- (117)
- (118)
- (119)
- (120)
- (121)
- (122)
- (123)
- (124)
- (125)
- (126)
- (127)
- (128)
- (129)
- (130)
- (131)
- (132)
- (133)
- (134)
- (135)
- (136)
- (137)
- (138)
- (139)
- (140)
- (141)
- (142)
- (143)
- (144)
- (145)
- (146)
- (147)
- (148)
- (149)
- (150)
- (151)
- (152)
- (153)
- (154)
- (155)
- (156)
- (157)
- (158)
- (159)
- (160)
- (161)
- (162)
- (163)
- (164)
- (165)
- (166)
- (167)
- (168)
- (169)
- (170)
- (171)
- (172)
- (173)
- (174)
- (175)
- (176)
- (177)
- (178)
- (179)
- (180)
- (181)
- (182)
- (183)
- (184)
- (185)
- (186)
- (187)
- (188)
- (189)
- (190)
- (191)
- (192)
- (193)
- (194)
- (195)
- (196)
- (197)
- (198)
- (199)
- (200)
- (201)
- (202)
- (203)
- (204)
- (205)
- (206)
- (207)
- (208)
- (209)
- (210)
- (211)
- (212)
- (213)
- (214)
- (215)
- (216)
- (217)
- (218)
- (219)
- (220)
- (221)
- (222)
- (223)
- (224)
- (225)
- (226)
- (227)
- (228)
- (229)
- (230)
- (231)
- (232)
- (233)
- (234)
- (235)
- (236)
- (237)
- (238)
- (239)
- (240)
- (241)
- (242)
- (243)
- (244)
- (245)
- (246)
- (247)
- (248)
- (249)
- (250)
- (251)
- (252)
- (253)
- (254)
- (255)
- (256)
- (257)
- (258)
- (259)
- (260)
- (261)
- (262)
- (263)
- (264)
- (265)
- (266)
- (267)
- (268)
- (269)
- (270)
- (271)
- (272)
- (273)
- (274)
- (275)
- (276)
- (277)
- (278)
- (279)
- (280)
- (281)
- (282)
- (283)
- (284)
- (285)
- (286)
- (287)
- (288)
- (289)
- (290)
- (291)
- (292)
- (293)
- (294)
- (295)
- (296)
- (297)
- (298)
- (299)
- (300)
- (301)
- (302)
- (303)
- (304)
- (305)
- (306)
- (307)
- (308)
- (309)
- (310)
- (311)
- (312)
- (313)
- (314)
- (315)
- (316)
- (317)
- (318)
- (319)
- (320)
- (321)
- (322)
- (323)
- (324)
- (325)
- (326)
- (327)
- (328)
- (329)
- (330)
- (331)
- (332)
- (333)
- (334)
- (335)
- (336)
- (337)
- (338)
- (339)
- (340)
- (341)
- (342)
- (343)
- (344)
- (345)
- (346)
- (347)
- (348)
- (349)
- (350)
- (351)
- (352)
- (353)
- (354)
- (355)
- (356)
- (357)
- (358)
- (359)
- (360)
- (361)
- (362)
- (363)
- (364)
- (365)
- (366)
- (367)
- (368)
- (369)
- (370)
- (371)
- (372)
- (373)
- (374)
- (375)
- (376)
- (377)
- (378)
- (379)
- (380)
- (381)
- (382)
- (383)
- (384)
- (385)
- (386)
- (387)
- (388)
- (389)
- (390)
- (391)
- (392)
- (393)
- (394)
- (395)
- (396)
- (397)
- (398)
- (399)
- (400)
- (401)
- (402)
- (403)
- (404)
- (405)
- (406)
- (407)
- (408)
- (409)
- (410)
- (411)
- (412)
- (413)
- (414)
- (415)
- (416)
- (417)
- (418)
- (419)
- (420)
- (421)
- (422)
- (423)
- (424)
- (425)
- (426)
- (427)
- (428)
- (429)
- (430)
- (431)
- (432)
- (433)
- (434)
- (435)
- (436)
- (437)
- (438)
- (439)
- (440)
- (441)
- (442)
- (443)
- (444)
- (445)
- (446)
- (447)
- (448)
- (449)
- (450)
- (451)
- (452)
- (453)
- (454)
- (455)
- (456)
- (457)
- (458)
- (459)
- (460)
- (461)
- (462)
- (463)
- (464)
- (465)
- (466)
- (467)
- (468)
- (469)
- (470)
- (471)
- (472)
- (473)
- (474)
- (475)
- (476)
- (477)
- (478)
- (479)
- (480)
- (481)
- (482)
- (483)
- (484)
- (485)
- (486)
- (487)
- (488)
- (489)
- (490)
- (491)
- (492)
- (493)
- (494)
- (495)
- (496)
- (497)
- (498)
- (499)
- (500)
- (501)
- (502)
- (503)
- (504)
- (505)
- (506)
- (507)
- (508)
- (509)
- (510)
- (511)
- (512)
- (513)
- (514)
- (515)
- (516)
- (517)
- (518)
- (519)
- (520)
- (521)
- (522)
- (523)
- (524)
- (525)
- (526)
- (527)
- (528)
- (529)
- (530)
- (531)
- (532)
- (533)
- (534)
- (535)
- (536)
- (537)
- (538)
- (539)
- (540)
- (541)
- (542)
- (543)
- (544)
- (545)
- (546)
- (547)
- (548)
- (549)
- (550)
- (551)
- (552)
- (553)
- (554)
- (555)
- (556)
- (557)
- (558)
- (559)
- (560)
- (561)
- (562)
- <p

- 十四 行政改進及び物品を管理すること。
- 十五 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設を有し、これを管理すること。
- 十六 専売制度を調査、企画及び立案し、日本専売公社を監督すること。
- 十七 前各号に掲げるものの外、大蔵省の任務を遂行するに必要とする事務で他局及び他の機関の所掌に属しないものを行うこと。
- 十八 調査部においては、前項第十号の業務をつかさどる。
- （主計局の業務）
- 第一 八條 主計局においては、次の事務をつかさどる。
- 二 國の予算及び決算を作成すること。
- 三 國の予算費を管理すること。
- 四 各省各庁の歳出予算の翌年度繰越使用を承認すること。
- 五 各省各庁の会計年度開始前の資金の交付を承認すること。
- 六 各省各庁の歳出予算の経費の金額の移用又は充用を承認すること。
- 七 各省各庁の支出国庫預金又は支払の計画を承認すること。
- 八 各省各庁の小切手及び国庫券及支票を認証すること。
- 九 各省各庁の支出国庫預金の認証に関すること。
- 十 各省各庁の差戻、貸借、譲戻その他の契約の指名競争及び随意契約並びに前会社及び機関と承認すること。
- 十一 各省各庁の支出国庫預金の出納員を監督すること。
- 十二 國の予算の執行に關し、報告の徵取、支え監査及び指示を行ふこと。
- 十三 各省各庁の歳入の徴収及び收納に関する事務の一般を管理すること。
- 十四 國の貸付金へ他の部局の所掌に属するものを除くことを管轄すること。
- 十五 特別職である國家公務員等に対する給与制度を管理すること。
- 十六 國家公務員等の旅費その他の支費弁償の制度を管理すること。
- 十七 國家公務員等の共済組合その他の福利厚生に関する施設を有し、これを管理す

六 地方公共団体の賦税を監督すること。但し、收入に関するものと除く。

(一) 稽査局の事務)

第七条 稽査局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 租税制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 内国税を賦課徴収すること。
- 三 酒類等の生産及び販売を整理すること。
- 四 酒類等の製造業及び販売業の免許を与える。これを營業者を監督すること。
- 五 酒類その他の酒税課税物品の分析及び鑑定並びにじよう造の試験、講習及び指導を行うこと。
- 六 稽査代理士の許可を与える。これに監督すること。
- 七 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸価格を調査決定する。
- 八 印紙を発行し、その模造の取締を行うこと。
- 九 賦税及びとん税を賦課徴収すること。
- 十 關稅行政に關し、輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

(二)

- 十一 保稅仓库、保稅工場その他の保稅施設を監督すること。
- 一二 稽査貨物取扱人の許可を与える。これに監督すること。
- 十三 稽査統計を作製すること。
- 十四 大藏省所管の稽査外語收入を管理すること。
- 十五 稽査職員の訓練を行うこと。

(三)

- 十六 地方税、地方配付税その他の地方公共団体の收入に關すること。但し、地方債に關するものを除く。
- 十七 登録部においては、前項第一号の事務のうち所掌その他の課税標準の著しく高額、万石、著しく増加した者等についての調査、検査、取締の取締及び滞納処分に關するものをつかさどる。
- 十八 稽査部においては、第一項第一号の事務のうち關稅及びとん税に關するもの、同項第九号から第十三号までの事務及び同項第十五号の事務のうち稅關職員に關するものとつかさどる。
- 十九 稽査局の事務)

第十條 通販局においては、左の業務をつかう。

一 國庫收支の調整、財政と金融との調整その他国内資金運用の総合調整及び国内

金融と国際金融との調整を図ること。

二 國庫制度、國庫制度及び通貨制度を調査、企画及び立案すること。

三 國庫金を出納、管理及び運用すること。

四 國の保険会及び国が保管する有価証券を管理すること。

五 國債の発行、償還及び利払を行ふこと。

六 日本銀行の國庫金及び國債の取扱事務を監督すること。

七 外債の発行、償還等を監督すること。

八 貸款の支拂いの受取、回収及び返済を行ふこと。

九 日本銀行券の製造並行計画を樹立すること。

十 水国内外日銀外債返済金を管理及び運用すること。

十一 对外決済及び通貨の換算率に関する事務を管理すること。

十二 在外資金などの他の在外財産を管理すること。

十三 クレジット、外貨債その他の歩外資産に関する事務を管理すること。

十四 前三号に掲げるものの外、外國債務の管理、貨物の輸出輸入の区分、貨物の輸入発送及び輸入信用状の取得、外國債務金の行うべき及び所得を除く。に關するもの並びに外國債務を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取扱に関するものを除く。)その他の国際金融の調整を行ふこと。

十五 外國居住者(外國に本店を有する法人を含む。)の在内財産を管理すること。

十六 貨金庫の買取及び売渡並びに使用、貯引及び輸出入を規制すること。

十七 企業の整理に関すること。

十八 公認会計士試験並びに公認会計士、会計士等を含む。の登録及び監督を行うこと。

十九 会社の解散の割譲等に関する命令へ昭和二十一年勅令第六百五十一号を施行するところ。

二十 商号取扱を統制し、これを監督すること。

二十一 商号登録の取扱を行うこと。

三、終戦後理賃、特許財産の整理及び財産の回収を終了すること。

三、政府の契約の特別に関する法律（昭和二十二年法律第六十号）を施行すること。

三、政府に付する公債の整理による公債の貯蓄の禁止並に關する法律（昭和二十二年法律第二百七十一号）を施行すること。

三、賠償に関する財務を整頓すること。

（管財局の事務）

第十一條 管財局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 國有財産制度と調査、企画及び立案すること。
- 二 国庫財産の管理及び処分を統一し、必要を調整を行うこと。
- 三 國有財産の増減、運送額及び現状を即ちにさること。
- 四 普通財産の管理処分すること。
- 五 國の工費を計し、これを審査すること。
- 六 財産税及び相続税に係る物納の勧進を管理区分すること。
- 七 國家公務員の高俸、被服、給持及び管理に因し從前調整すること。

八 税務課及二、三の税務の監督を司ること。

九 外國又は外国人一外国人が經營を支配する本邦法人を含む（の在内財産を管理すること）

十 特定財産管理制度（昭和二十年勅令第二百八十六号）を施行すること

十一 銀鑄機関に関する一事。

（銀行局の事務）

第十二條 銀行局においては、右の事務をつかさどる。

- 一 金融制度の調査、企画及び立案すること。
- 二 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び經理すること。
- 三 日本銀行を監督すること。
- 四 独立金融金庫及び国民金融公庫を監督すること。
- 五 貸款中央金庫及び勘定中央金庫を監督すること。
- 六 銀行業、信託業及び無證業を允許し、これらを監督者と監督すること。
- 七 生命保険業及び損害保險業を允許し、これらを監督者と監督すること。

八 信用局同組合へ連絡を入ること。  
同組合、商工局同組合の組合員、これをもとに組合へ  
九 日本銀行より融資を受け、その融資が主に何であること。  
十 金融機關の資金の運用を監視し、これにて監督すること。  
十一 金融機關の金利と調整すること。

十二 試験類似証券の取扱を行うこと。  
十三 金庫等の登録を行うこと。

十四 國庫貯蓄計画と並び、貯蓄と預金とを同一に

十五 当せん金貸経営の発展を促進し、その取扱を行うこと。

十六 検査部においては、前項第三号から第八号までの事務のうち、金融機關の業務及び財産の検査に関するものとつかさどる。

## 第二節 財團機關

(税務調査所)

第十三條 第十四條に規定する財團機關の外、各省に税務調査所を置く。

二 税務調査所は、大蔵省の職員に対して、税務行政に從事するに對して、同一の職務上の訓練を行つ機關とする。

三 税務調査所に、支所を置く。

四 税務調査所及び支所の位置及び内部組織は、大蔵省令で定める。

(その他の財團機關)

第十四條 壬の表の上欄に掲げる機關は、本署の財團機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それが下欄に記載する通りとする。

## 種類

目的

関税許可審査会

関税に関する許可について審査すること。

預金部資金運用審議会

大蔵大臣の諮詢に応じて、預金部資金の運用に関する手帳について調査審議すること。

外債債務管理審議会

主計大臣の諮詢に応じて外債債務の管理に関する手帳について調査審議すること。

卷之三

卷之三

L'Amour.

卷之三

詩家

大蔵大臣の詔勅で次じて、駿蕃銀行の監用することのできる  
る国債又は地方債以外の有価証券の種類に関する審査及び

前回の調査報告書に記載したとおり、本年は、大風大波の影響で、港内に船が入港する事が多い。そこで、港内に船が入港する事が多い。そこで、港内に船が入港する事が多い。そこで、港内に船が入港する事が多い。

庄兵衛確當回復失業登金の額を審議決定するに至り、

の競争を參謀決定すること

酒本一誠さんこと

監査役は監査官の監査権を有する。監査官は監査権を有する。  
監査官は監査権を有する。監査官は監査権を有する。

新興金融金庫の融資に関する事務と行い、金庫の運営に司する監査監復について調査議論すること。

株式会社等の審議會  
等の問題について調査審議すること

に賛する事項について調査審議すること

調査會議する」と

## 金利調整審議会

日本銀行總裁の諮詢に応じて、金利の最高限度の決定をすること。

## 国有財産調整審議会

大蔵大臣の諮詢に応じて、各省各局の需する国有財産の

用途の変更、用途の廃止、所管機その他の必要な措置及び大蔵大臣が各省各局の長から協議を受けた国有財産の監理する権限の事項について調査審議すること。

## 地方株式等の行善設立

大蔵省の諮詢に応じて、財産税の課税標準に関する議案

## 不動産評価審議会

財務省の諮詢に応じて、財産税の課税標準に関する議案

## 財産審査会

大蔵大臣の諮詢に応じて、財産税の課税標準に関する議案

## 地方府県契約審査会

大蔵大臣の諮詢に応じて、地方府に無償で貸し付ける公

## 監査

に於ける公債の償還の問題について調査審議すること。

## 由天年契約審議会

大蔵大臣の諮詢に応じて、政府の契約の特例に関する議案

## 財務局長の諮詢に応じて、政府の契約の特例に関する議案

## 監査

に於ける公債の償還の問題について調査審議すること。

## 国民金融審議会

大蔵大臣の諮詢に応じて、政府の契約の特例に関する議案

## 監査

による監査の成績の申報について調査審議すること。

## 公認会計士審査会

大蔵大臣の諮詢に応じて、監査官の監査の成績の申報

## 監査

による監査の成績の申報について調査審議すること。

## 第三回 地方支分部局

(地方支分部局)

## 第五條 本省に、次の地方支分部局を置く。

## 税關

財務局

第一段 財務局

第十六條 財務局は、八ヶ岳、北アルプス、飛騨山脈の各管轄部を分掌する。

但し、税課の所掌す。とくに左様へ。

(名取、越後、ひ曾郡区域)

第十七條 財務局の名取、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	所	正	置	管	轄	區	域
東京財務局	東京都	東京税	猪尻川税	千葉税	山梨税		
福岡財務局	福岡都	福岡税	筑紫税	大分税	鹿児島税		
大阪財務局	大阪府	大阪府	京橋税	矢張原	大垣原	高麗原	新潟原
札幌財務局	札幌市	札幌市	支那税	支那税	支那税	支那税	支那税
仙台財務局	仙台市	宮城税	岩手税	岩手税	岩手税	岩手税	岩手税
名古屋財務局	名古屋市	愛知税	靜岡税	三重税	岐阜税		
金沢財務局	金沢市	石川税	福井税	富山税			
鹿児島財務局	鹿児島市	鹿児島税	山口税	田山税	熊原税	佐賀税	鹿児島税

第十九條 各税課は、左のとて部を置く。

直轄課

不キ

直轄課

二、これらよりの外、財務局の相應の税課は、大蔵省令で定め。

地方税等審議会

財務局長の訪問に応じて、財産税の算程標準と課税標準の面相について調査審議すること。

新潟県議会

財務局長の訪問に応じて、財産税の課税は関して財産の評定について調査審議すること。

群馬県議会

財務局長の訪問に応じて、財産税の課税は標準に関する調査について調査審議すること。

大蔵大臣の訪問に応じて、在庫等の監査へ

食い上げてある國有財産の鑑定又は審査及び二水口に關する評定について調査審議すること。

地方税等審議会

財務局長の訪問に応じて、政府の契約特権に関する法律による指定金額の改定の中綱に關し調査と審議すること。

卷之三

第十九條 左の表の大綱に依りて、本所の附属区域へして、第一回に於て、  
その敷地の目的は、とあるが、概に之を「公」に定す。

第二十條 本省の警察官署のうち財務局の分掌する業務の一項（税警課が分掌するもの）を除へ、（）と今掌さざるため、所掌の職に年俸四十圓を加給する。

廿二史劄記

及びハ前編は、大藏百全で定める。  
（大蔵書）

財務省の分掌するものの一部を今掌てせる所以、既發行を置く。

（「政治者」の前言）

（アーヴィング著「アーヴィングの死」）アーヴィングは、死後、欄に記載する通りとする。

八

神戸税關	横濱税關	東京税關	神奈川縣	埼玉縣	茨城縣	群馬縣	栃木縣	福島縣	山形縣
神戸市	横濱市	東京市	神奈川縣	埼玉縣	茨城縣	群馬縣	栃木縣	福島縣	山形縣
大坂府	京橋府	石川縣	京橋府	高麗山縣	今文縣	三河縣	福井縣	高岡縣	富山縣
大阪市	神戶市	石川縣	京橋府	高麗山縣	今文縣	三河縣	福井縣	高岡縣	富山縣
大坂府	京橋府	石川縣	京橋府	高麗山縣	今文縣	三河縣	福井縣	高岡縣	富山縣
大阪市	神戶市	石川縣	京橋府	高麗山縣	今文縣	三河縣	福井縣	高岡縣	富山縣

「日本國政府」は、二十一年一月十九日、ヨーロッパ諸國の領事の取締り

第二十三條 規則は、本省の商業運賃表（一九三〇年第一回から第十九回まで）に掲げるものを分掌し、又以下の事項を司らしむ。

財產税公会 増加所得稅調查會 各地實地調查報告 本會之調查報告 本會之調查報告	本會之調查報告 本會之調查報告 本會之調查報告 本會之調查報告 本會之調查報告
---	---

名古屋税關	支那事務課 支那監視課 支那通關課 支那通關課 支那通關課 支那通關課
門司税關	支那事務課 支那監視課 支那通關課 支那通關課 支那通關課 支那通關課
西館税關	支那事務課 支那監視課 支那通關課 支那通關課 支那通關課 支那通關課

(内務部局)

第二十五條 税關は、税關及監視等及び正の三部を置く。

監視課

美濃物

鑑査課

2 前項に定むる以外、税關の組織の細目は、大藏省令に定める。

(支那、出張所及び監視課)

第二十六條 税關は、税關の事務を一部を分掌せらるゝ、所長の意に、税關の支那、支那

税所及び監視官並びに支那の土産所及び監視課を置く。

又 税關の支那、出張所及び監視官並びに支那の出張所及び監視官の名前、住處、官  
鵠区町、所掌事務の範囲及び内閣組織は、大藏省令で定める。

第三章 外局

(設置)

第二十七條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて大藏省に置かれうる外局は、  
左の通りとする。

証券取引委員会

通商廳

印刷處

第一節 証券取引委員会

(組織、権限及び所掌事務)

第二十八條 証券取引委員会の組織、権限及び所掌事務は、証券取引法へ昭和二十二  
年法律第二十五条の定めるところによる。

(特別な職)

第二十九條 はるかに立場を離れて、この事務を置く。次長は、荷役を助け、荷勢を整理する。

第三二菊 立場處

(佐勢立場)

第三十條 亞常處は、造幣事務を行ふことを主たる事務とする。  
2 造幣處の長は、亞常處次官となる。

(權限)

第三十一條 亞常處は、その行革事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第四十一年度及び第四十二年に掲げる権限を有する。

(内部部局)

第三十二條 造幣處に、左の二部を置く。

總務部

作業部

(總務部の事務)

第三十三條 總務部にありては、造幣處の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 民官の官印及び慶印を監守すること。

三 職員の職階、在履、令限、懲戒、服勢その他の人事並びに教養及び訓練に關す

ること。

四 料金手取に關する調査、統計の作製、資料の収集並びに印刷物の領石及び刊行、

さだすこと。

五 いえ裏類を收受、承認、辨案及び保存すること。

六 経費及び收入の予算及び決算を作成し、会計事務を行い、会計を監査すること。

七 政財産及び呂氏管理すること。

八 財物の査定、監査などの他の福利厚生に關する施設をなし、これを監理すること。

九 金庫、出納庫全般及び貯金等基金を出納保管すること。

十 資金調査の実行すること。

十一 設置局の更生及び全般を行ふこと。

十二 行營行政の統合調整を行うこと。

十三 前各号に掲げるもの外、監視處の任務と並行するための必要な事務で、作業部の所掌に属しないものとす。

(作業部の任務)

第三十四條 作業部においては、凡ての運営をつかさどる。

一 償賃を製造し、田舎賃等を鑄つすこと。

二 車はい、乾車、陸車、船等は全般の監査と製造すること。

三 金銀その他の主要費金及び食糧の貯蔵と、下記精算すること。

四 重要費金備他金及び食糧を分析及び試験すること。

五 費金庫の地金及び農業の召役とに精算すること。

六 貨幣貯金をカセカセの試合とだつこと。

(研究所及び研究)

第三十五條 監視處は、下記する各業の研究を行わせたる、研究所と、監視處

調査員の吟奏を行わせるため、監視處と密く。

2 研究所及び病院の所掌組織は、大層面合で定める。

(支機關及び出張所)

第三十六條 造幣局の所掌事務の一部を分掌させるため、東京研究所及び東京監視所は、該本市に出張所を置く。その名跡、管轄区域及び内部分組織は、大藏省令で定める。

第三節 所屬處

(経営及び長)

第三十七條 所屬處は、所屬事務を行うことを主たる任務とする。

2 所屬處の長は、所屬處長官とす。

(権限)

第三十八條 所屬處は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第十三号から第四十号までに掲げる権限を行使する。

（財物保管）

第三十九條 印刷處に、良臣佐序及び三の、第と置く。

業勢部

製造部

(販賣官事の監督)

第四十條 良臣佐序之外、これは、印刷處の所轄事務に關し、左の業勢をつかさどる。

一 檢査に関すること。

二 受官の言印及び鑑印を捺すこと。

三 職員の職務、就乞、今履、察式、報費との間の人事並びに就養及び訓練に關すること。

四 所管行政に關する請座、課制の作成、資料の収集並びに印刷處の領有及び刊行を行うこと。

五 公文書類を撰文、発送、核算及び保管すること。

六 所管行政の考査を行うこと。

七 職員の賃金、医療との他の福利厚生に関する送致となし、これを管理すること。

八 所管行政の統合調整を行うこと。

九 前各号に掲げるものの外、印刷處の業務を遂行するため必要な車駆で他部の所轄に屬さないものを行ふこと。

(業勢部の監督)

第四十一條 業勢部におけることは、左の事務をつかさどる。

一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券類及び印刷計画並びに印刷處の業勢上必要な用紙類の製造計画を樹立すること。

二 官誌、法令全書、その他の刊行物を納集、製造及び發行すること。

三 運賃等の製造工場を管理及び監督すること。

四 また、入城の製造の裁縫を行うこと。

五 打刷處や業勢上必要な物資を調達すること。

六 税費及び收入の予算及び決算を作成し、会計監督を行うこと。

七 行政監査及び物資を管理すること。

(監査部の監督)

第四十二條 製造部は本二三は、左の事務を司ること。

- 一 日本銀行券、錢幣、國債、有紙、類紙、印紙、財政預金、財政預付金を除く外國及邦人印刷物の印刷並にその用事の業務上之處に於ての印刷の製造を行ふこと。
- 二 関係の印刷工場なるの運送、營業上、特うる方法又は機械の使用を指導監督すること。
- 三 課税ニ付する設備を整備すること。

(研究所、工場、教育所及び病院)

第四十三條 印刷處に、左の上欄に掲げる所を所長ノ位の機關を置く。又の施設の図書は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

施設	圖
研究所	印刷及び製紙に関する研究を行うこと。
工場	印刷及び製紙を掌つゝこと。
教育所	印刷及び製紙に関する教習を行ふこと。
施設	印刷處職員の訓練を行ふこと。

二 前項に掲げる研究所その他の機關の内細則は、大蔵省令で定める。

(本表六)

三 第二条 动制處の所掌事務の一部を令掌させるため、函山市、出雲市、松江市、吉野川市及び鳥取縣三好郡道出町に印刷處の出張所を置く。その各所及び内部組織は、

左の如くである。

(ノ)

(横見)

四 第二十五条 大蔵省に置かれる職員の起居、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項は、大蔵省に置かれる職員の起居、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項は、大蔵省に置かれる職員の起居、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項は、大蔵省に置かれる職員の起居、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項は、

本表六の圖

五 第二十七条 大蔵省所掌の公圖は、舊稱民營公圖とす。

六 第二十九条 大蔵省に置かれる職員の定期は、別に法律で定めらる。

本表六の圖

七 第三十一条 大蔵省所掌の公圖は、舊稱民營公圖とす。

2 招類配給公團に關しては、舊規則給付法上、昭和二十二年法律第百七十二号の定めるところによる。

#### 附 則

1 この法律は、昭和二十一年六月一日から施行する。但し、附則第二項中高等財務講習所官制の廢止に関する記入は、同年十月二十日から施行する。

2 左の勅令及び政令は、參議院、枢密院、組合、若津（法律に基く命令を含む。）に別段の定のあり場合を除く外、總務の機関及び職員はこの法律と互く相当の機関及び職員となり、同一性として、運営するものとする。

大蔵省官制（昭和十七年勅令第7百四十三号）

経済の面倒整備に関する法律の施行に關する大蔵大臣主管事務の所掌部局等に関する命令（昭和二十一年勅令第5百四十号）

大蔵省給與局監督課置制（昭和二十一年勅令第三百七十号）

大蔵省監理局監督課置制（昭和二十一年勅令第二百九十二号）

高等財務講習所官制（昭和二十二年政令第六十号）

稅務講習所官制（昭和十六年勅令第5百二十七号）

財務局官制（昭和十六年勅令第7百六十号）

稅關官制（昭和二十一年勅令第二百九十三号）

總務省官制（昭和二十五年勅令第二百四十一号）

政委取引委員會事務局令（昭和二十三年政令第西四号）

企劃士營理委員會事務局令（昭和二十三年政令第百六十七号）

草擬委員會（大三十年初令第三百号）

總務司官制（昭和十四年勅令第4百十号）

監察局における金庫工藝局の製造に関する命令（昭和二十一年勅令第二十九号）

監察官官制（昭和十八年勅令第八百九号）

3 第一項但書及び前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響及ぼすものとしない。

4 政府監視官前項規定に關する法律（昭和二十三年法律第四十大号）の一部を次

（予）改定する。

第四條第二項中「、次は大蔵省於事に付す。」を削る。

同様第三項とのよきに改める。

3 内閣總理大臣は、要に内閣員以外、各の名義においても、又は会計に関する軍  
警を担当する職員のうちから、新潟県太宰治部の部員として勧業に公として命令  
することができる。但し、新潟とつながり、新潟公務員法の適用を免除される  
ものではない。

### 理由

國家行政組織法の施行に伴い、大蔵省設置法を制定する必要がある。これが、この  
三理由を提出する理由である。

裏面白紙

陸軍

大義の如きの運び

西四年、二十二

西九年、十一

「國體化政による新立憲の開創及の政治大信義  
上皇事。船舶及水陸の取扱を以て之に  
以て之。」

十九年、十二

「保稅金制度、信託工事、之の保護地域に因  
まつ着勝利を如化する元ニシテ之ニ」と  
云々